

令和 8 (2026) 年度
愛知県公立高等学校
入学者選抜実施要項

愛知県教育委員会
名古屋市教育委員会
豊橋市教育委員会

目 次

全 日 制 課 程

I 推 薦 選 抜	1
第1 出 願	1
第2 調 査 書 情 報	5
第3 面 接	5
第4 特 別 検 査	6
第5 入学者の選抜及び合格者の決定	7
第6 合 格 発 表	9
第7 合格後の措置等	9
第8 実施結果等の報告	9
第9 そ の 他	9
II 特 色 選 抜	11
第1 出 願	11
第2 調 査 書 情 報	14
第3 入 学 検 査	15
第4 入学者の選抜及び合格者の決定	16
第5 合 格 発 表	17
第6 合格後の措置等	17
第7 実施結果等の報告	17
第8 そ の 他	17
III 一 般 選 抜	18
第1 出 願	18
第2 調 査 書 情 報	23
第3 学 力 検 査	23
第4 面 接	25
第5 特 別 検 査	26
第6 入学者の選抜及び合格者の決定	27
第7 合 格 発 表	30
第8 合 格 辞 退	30
第9 実施結果等の報告	30
第10 そ の 他	30

IV	その他の特別な選抜	31
第1	海外帰国生徒にかかる入学者選抜（海外帰国生徒選抜）	31
第2	外国人生徒等にかかる入学者選抜（外国人生徒等選抜）	36
第3	全日制単位制高等学校にかかる入学者選抜（全日制単位制選抜）	40
第4	連携型中高一貫教育校にかかる入学者選抜（連携型選抜）	44
V	第2次選抜	47
VI	障害、病気及び事故にかかる特別措置	50
VII	その他	52
定時制課程		53
通信制課程		62
別記		
1	学校教育法施行規則 第95条	73
2	愛知県公立高等学校の通学区域並びに群及びグループ分けについて	74
3	「恵まれない環境」に該当する事由及び証明する書類	76
4	令和8年度「調査書情報」登録上の注意事項	77
5	推薦選抜における特別検査について	78
6	全日制単位制高等学校における入学者選抜について	80
7	特色選抜を実施する高等学校・学科及び入学検査の内容について	81
8	一般選抜における面接実施の有無及び校内順位の決定方式について	84
9	一般選抜における特別検査について	86
10	定時制課程の入学検査について	88
11	通信制課程の入学検査について	89
12	県外の高等学校に進学を希望する者の出願証明書の交付について	90
13	令和8年度愛知県公立高等学校入学者選抜実施日程	92
付	グループ別高等学校・学科一覧	94

全 日 制 課 程

全日制課程の全ての高等学校・学科において、推薦選抜及び一般選抜を実施する。

また、一部の高等学校・学科において、特色選抜、海外帰国生徒にかかる入学者選抜、外国人生徒等にかかる入学者選抜、全日制単位制高等学校にかかる入学者選抜及び連携型中高一貫教育校にかかる入学者選抜を実施する。

さらに、合格者が募集人員に満たない高等学校・学科において、第2次選抜を実施する。

なお、各高等学校の学科ごとの募集人員は、別途通知する。

I 推 薦 選 抜

第1 出 願

1 出願資格

各高等学校・学科の推薦選抜に出願することのできる者は、次のとおりとする。

- (1) 普通科については、次のアからエまでの全ての条件を満たし、中学校長（義務教育学校及び中等教育学校の校長を含む。以下同じ。）の推薦を得た者とする。

ア 令和8年3月に中学校若しくは義務教育学校を卒業する見込みの者、又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者（以下「中学校卒業見込者」という。）

ただし、学校教育法施行規則第95条第2号に該当する者（別記1参照）のうち、令和8年3月に修了する見込みの者を含む。

イ 原則として保護者とともに県内に住所を有する者

ウ 普通科を志望する意志が強く、動機・理由が明白・適切であること。

エ 人物及び学習成績が優れていること。

- (2) 農業、工業、商業、水産、家庭、看護、福祉、理数、体育、音楽、美術、外国語及び国際関係に関する学科並びに総合学科については、次のアからオまでの全ての条件を満たし、中学校長の推薦を得た者とする。

ア 中学校卒業見込者

ただし、学校教育法施行規則第95条第2号に該当する者（別記1参照）のうち、令和8年3月に修了する見込みの者を含む。

イ 原則として保護者とともに県内に住所を有する者

ウ 当該学科を志望する動機・理由が明白・適切であること。

エ 当該学科に対する適性及び興味・関心を有すること。

オ 人物及び学習成績が優れていること。

2 出願についての制限

- (1) 入学志願者は、「愛知県立高等学校の通学区域並びに群及びグループに関する規則」及び「名古屋市立高等学校の通学区域並びに群及びグループに関する規則」の定めるところ（別記2参照）により、1校1学科に限り出願することができる。
- (2) 推薦選抜と、特色選抜、外国人生徒等にかかる入学者選抜（以下「外国人生徒等選抜」という。）、全日制単位制高等学校にかかる入学者選抜（以下「全日制単位制選抜」という。）及び連携型中高一貫教育校にかかる入学者選抜（以下「連携型選抜」という。）を併願することはできない。

3 中学校長が推薦に当たって取るべき措置

- (1) 推薦の厳正・公平、適切を期するため、推薦委員会を設ける。
- (2) 推薦委員会は、推薦選抜志願者に関する事務を取り扱い、被推薦者の決定は校長が行う。
- (3) 推薦委員会は、校長、教頭及びその他の教員をもって組織する。校長は、教頭及びその他の教員の中から適宜の人数の者を委員として選ぶ。

4 入学志願者が取るべき手続き

- (1) 入学志願者は、出願に当たって、愛知県公立高等学校入学者選抜Web出願システム（以下「Web出願システム」という。）により、次に掲げる情報を登録する。

ア 「出願基本情報」（全ての入学志願者が登録する。）

選抜種別、本人現住所等を登録する。

イ 「志願先高等学校」（全ての入学志願者が登録する。）

志願先の高等学校及び学科を登録する。

ウ 「本人住所証明」

普通科への入学を志願する者のうち、本人と保護者の現住所が異なり、かつ、両者の現住所の所属する学区が異なる場合のみ、市区町村長の発行する本人の居住を証明する書類の画像データを登録する。

エ 「学区外高等学校出願申請」

普通科への入学を志願する者のうち、一家転住等の余儀ない事情のために学区外の高等学校への入学を志願する場合のみ、一家転住等の事情を証明するに足る確実な証明書の画像データを登録する。

オ 「県外からの出願申請」

本人の現住所が県外（海外を含む。）であり、県内への一家転住等を理由として出願する場合のみ登録する。（Ⅶの第1参照）

カ 「恵まれない環境に該当することの証明」

「人物が優れており、恵まれない環境を克服し、向学心に富み、生活態度が他の模範となる者」の選抜基準に該当する場合のみ、これに該当することを証明する書類の画像データを登録する。（第5の2参照）

「恵まれない環境」に該当する事由及びそれを証明する書類は、別記3のとおりとする。

キ 「農業経営状況」

農業に関する学科への入学を志願する者のうち、将来、農業に関する職業に就く、若しくはその後継者となる意志を有する場合のみ登録する。（第5の2(2)参照）

ク 「水産業経営状況」

水産に関する学科への入学を志願する者のうち、将来、水産業に関する職業に就く、若しくはその後継者となる意志を有する場合のみ登録する。（第5の2(2)参照）

ケ 「音楽科及びスポーツ科学科に関する届出」

(ア) 音楽科

- ・ 専攻別演奏曲目

(イ) スポーツ科学科

- ・ 選択希望種目
- ・ スポーツ庁制定新体力テストの総合評価（令和7年度実施のもの）
- ・ 運動分野での活動実績

コ 「欠席に関する自己申告」

中学校の第2学年、第3学年のいずれかの学年又は両方のそれぞれの学年における欠席日数が年間30日程度以上の入学志願者のうち、希望する者が登録する。

ただし、「年間30日程度以上の欠席日数」には、生徒指導要録上は出席扱いとなっている別室登校の日数や、教育支援センター等で相談したり、指導を受けたりした日数、自宅でICT等を活用して学習活動を行った日数を含めることができる。

サ 「受検配慮申請」

障害等（病気及び事故による負傷を含む。）により、面接等における配慮が必要な者のみ登録する。（第9参照）

また、当該入学志願者のうち、希望する者は、中学校生活の状況、志望の動機、高校生活への抱負などについての自己申告を登録することができる。

- (2) 音楽科への入学を志願する者のうち、次のア、イのいずれかに該当する者は、特別検査に関する次の書類を志願先の高等学校長に提出する。

ア 声楽専攻志望者

- ・ 任意の独唱曲の伴奏用楽譜

イ 打楽器専攻志望者のうち、小太鼓を選択する者

- ・ 任意の独奏曲の楽譜

5 中学校長が取るべき手続き

中学校長は、Web出願システムにより、次に掲げる手続きを取る。

- (1) 入学志願者が登録した情報の承認

その際、次のことに留意する。

上記4の(1)のウ、エ、カについては、適切な画像データが登録されていることを確認する。

同コについては、当該入学志願者が要件を満たしていることを確認するとともに、欠席等の日数を登録する。

同サについては、中学校における当該入学志願者に対する配慮の状況及び入学者選抜において希望する配慮の内容を登録する。

なお、入学志願者が登録した情報に誤りや不備がある場合は、当該入学志願者への差戻しを行い、正しい情報を登録させる。

(2) 「推薦情報」の登録

「推薦の理由」及び「学習の記録（第2学年）」を登録する。

(3) 「調査書情報」の登録

「卒業（見込）年月」、「就学中の異動・卒業後の経歴」、「学習の記録（第3学年）」、「総合的な学習の時間の記録」、「行動の記録」、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」、「出欠の記録」、「その他の特記事項」を登録する。

なお、その際の注意事項は、別記4のとおりとする。

6 入学検定料の納付

(1) 入学志願者は、登録した情報が中学校長によって承認された後、Web出願システムで次のアからウまでのいずれかの方法を選択し、2,200円を納付する。

ア クレジットカード決済

イ Pay-easy（ペイジー）決済

ウ コンビニ決済

(2) 納付された入学検定料は、還付しない。

7 出願手続きの期間

上記4から6までを行う期間は、次のとおりとする。

令和8年1月26日（月）9時から同年2月2日（月）15時まで

8 高等学校長が取るべき手続き

高等学校長は、Web出願システムにより、入学志願者が登録し、中学校長が承認した情報等（以下「出願登録情報」という。）の受付を行う。

なお、出願登録情報に誤りや不備がある場合は、当該入学志願者への差戻しを行う。

9 「受検票」の交付

高等学校長による出願登録情報の受付後、Web出願システムにより、入学志願者に「受検票」を交付する。

入学志願者は、これを印刷し、面接等の当日に持参する。

10 その他

入学検定料を納付した後に、出願した高等学校・学科を変更することはできない。

第2 調査書情報

1 「調査書情報」の作成

中学校長は、校長、教頭及びその他の教員をもって進学指導委員会を組織し、その合議を経て厳正・公平に「調査書情報」を作成する。このため、校長は、教頭、主幹教諭、進路指導主事、学年主任、学級担任及びその他の教員の中から適宜の人数の者を委員として選ぶ。

なお、進学指導委員会は、作成された「調査書情報」について、合議の結果と対照して誤りのないことを確認する。

2 その他

- (1) 高等学校長は、「調査書情報」に理解困難な事項があった場合には、中学校長に対してその事項についての説明を求めることができる。
- (2) 高等学校長は、「調査書情報」に甚だしい誤りのあることが判明した場合には、入学許可後においても、当該生徒の入学許可を取り消すことができる。

第3 面 接

1 面接の実施

入学志願者全員に対し、面接を行う。

2 面接の実施期日

令和8年2月5日（木）

ただし、高等学校長は、学校の実情等に応じて、同年2月6日（金）に面接を行うことができる。

3 面接会場

「志願先高等学校」として登録した高等学校とする。

ただし、特別な事情のある場合は、高等学校長は、愛知県教育委員会の承認を得て、上記以外の場所に面接会場を設けることができる。

4 その他

- (1) 教科の内容や入学志願者の思想、信条に触れることがないように留意する。
- (2) 上記(1)を除き、実施日程等、面接の実施に関する必要な事項は、高等学校長が定める。
- (3) 高等学校長は、面接の実施日程等を記載した「面接等実施計画書」を令和8年1月16日（金）までに、愛知県教育委員会高等学校教育課長に提出する。
なお、様式等については、別途通知する。
- (4) 受検を辞退する者は、辞退決定後速やかに、Web出願システムによって届け出る。

第4 特別検査

1 特別検査の実施

デザイン科（名古屋市立工芸高等学校のみ）、スポーツ科学科、音楽科及び美術科への入学を志願する者に対しては、「第3 面接」のほかに特別検査を行う。

また、国際英語科、国際教養科及び国際探究科への入学を志願する者に対しては、高等学校長が必要と認めた場合は、愛知県教育委員会に届け出て、特別検査を行うことができる。

2 特別検査の内容

(1) デザイン科

次のア及びイ又はそのいずれかを行う。

ア 鉛筆による正確な描写

イ 紙を使った立体の構成

当該高等学校・学科において行う検査は、別記5のとおりとする。

(2) スポーツ科学科

器械運動、陸上競技、カヌー、バスケットボール、サッカー、ラグビー、バレーボール、ソフトボール、柔道及び剣道の中から、希望する1種目を選択させ、その実技を行う。希望する種目がない場合は、運動能力テスト（50メートル走、立ち幅跳び及びハンドボール投げ）とする。

各種目の実技は、別記5のとおりとする。

(3) 音楽科

次のアからウまでを行う。

ア 専攻別検査

イ 聴音

(ア) 旋律聴音

(イ) 二声による旋律聴音

(ウ) 和声聴音（四声体による。）

ウ 新曲視唱

なお、専攻別検査は、別記5のとおりとする。

(4) 美術科

鉛筆デッサンを行う。

(5) 国際英語科、国際教養科及び国際探究科（実施する場合）

英語による問答を行う。

実施校等は、別記5のとおりとする。

3 特別検査の実施期日

- (1) デザイン科、スポーツ科学科、美術科、国際英語科、国際教養科及び国際探究科
令和8年2月5日（木）

ただし、高等学校長は、学校の実情等に応じて、同年2月6日（金）に特別検査を行うことができる。

- (2) 音楽科

令和8年2月5日（木）及び同年2月6日（金）

4 特別検査の検査場

「志願先高等学校」として登録した高等学校とする。

5 そ の 他

- (1) 実施日程等、特別検査の実施に関する必要な事項は、高等学校長が定める。
(2) 高等学校長は、特別検査の実施日程を令和8年1月16日（金）までに、面接の実施日程等（第3の4(3)）と併せて、愛知県教育委員会高等学校教育課長に報告する。
(3) 高等学校への特別検査問題用紙等の配付については、別途通知する。

第5 入学者の選抜及び合格者の決定

1 入学者選抜委員会

- (1) 高等学校長は、入学者の選抜に関する事務を円滑に行うため、入学者選抜委員会を設ける。
(2) 入学者選抜委員会は、校長、教頭及びその他の教員をもって組織する。校長は、教頭、校務分掌における各部の主任、学科・教科の代表者及びその他の教員の中から学校の実情を勘案して10名以上の者を委員として選ぶ。

2 入学者の選抜及び合格者の決定

入学者の選抜は、各高等学校の入学者選抜委員会が行い、合格者の決定は、高等学校長が行う。

(1) 普通科

ア 入学者の選抜は、「推薦情報」、「調査書情報」等の出願時に登録された情報及び面接等の結果を資料として行う。

イ 合否の判定に際して、次のいずれかの選抜基準に基づき、総合的に判断し、合格者を決定する。

- ㊦ 人物が優れており、運動、文化、芸術、奉仕活動等の諸活動（特別活動及び総合的な学習の時間における活動を含む。）のいずれかにおいて優れた能力・適性及び実績等を有する者
㊧ 人物が優れており、恵まれない環境を克服し、向学心に富み、生活態度が他の模範となる者

- ㉞ 人物が優れており、「調査書情報」の「学習の記録（第3学年）」が優秀で、学習活動において他の模範となる者

なお、選抜基準㉞に基づく選抜を実施するかどうかは、高等学校長が決定する。

また、高等学校長は、合否の判定に当たって、当該高等学校・学科の教育課程を履修する学力を有するか否かの観点に立った適切な基準を設けることとする。

ウ 合格者数は次のとおりとする。

選抜基準㉞、㉟及び㊱に該当する合格者数の合計は、当該高等学校・学科の募集人員の10%程度から15%程度とする。ただし、全日制単位制高等学校においては、当該高等学校・学科の募集人員の30%程度から45%程度とすることができる。なお、当該高等学校・学科の合格者数は、別記6のとおりとする。

また、選抜基準㉞に該当する合格者数は、選抜基準㉞及び㊱に該当する合格者数の合計の50%以下とし、選抜基準㉟に該当する合格者数は、当該高等学校・学科の募集人員のおおむね5%とする。

- (2) 農業、工業、商業、水産、家庭、看護、福祉、理数、体育、外国語及び国際関係に関する学科並びに総合学科

ア 入学者の選抜は、「推薦情報」、「調査書情報」等の出願時に登録された情報及び面接等の結果を資料として行う。

なお、特別検査を実施する学科にあつては、その結果も資料に加える。

イ 合否の判定に際して、次のいずれかの選抜基準に基づき、総合的に判断し、合格者を決定する。

- ㉟ 人物が優れており、運動、文化、芸術、奉仕活動等の諸活動（特別活動及び総合的な学習の時間における活動を含む。）のいずれかにおいて優れた能力・適性及び実績等を有する者

- ㊱ 人物が優れており、恵まれない環境を克服し、向学心に富み、生活態度が他の模範となる者

- ㊲ 人物が優れており、「調査書情報」の「学習の記録（第3学年）」が優秀で、学習活動において他の模範となる者

- ㊳ 将来、農業又は水産業に関する職業に就く、若しくはその後継者となる意志を有する者（農業又は水産に関する学科の志願者のみ）

なお、選抜基準㊲に基づく選抜を実施するかどうかは、高等学校長が決定する。

また、高等学校長は、合否の判定に当たって、当該高等学校・学科の教育課程を履修する学力を有するか否かの観点に立った適切な基準を設けることとする。

ウ 合格者数は次のとおりとする。

選抜基準㉟、㊱、㊲及び㊳に該当する合格者数の合計は、当該高等学校・学科の募集人員の30%程度から45%程度とする。

ただし、選抜基準④に該当する合格者数は、当該高等学校・学科の募集人員のおおむね5%とする。

(3) 音楽及び美術に関する学科

ア 入学者の選抜は、「推薦情報」、「調査書情報」等の出願時に登録された情報、面接及び特別検査等の結果を資料として行う。

イ 合否の判定に際して、次のいずれかの選抜基準に基づき、総合的に判断し、合格者を決定する。

⑦ 人物が優れており、当該学科の分野で優れた能力・適性及び実績等を有する者

⑧ 人物が優れており、恵まれない環境を克服し、向学心に富み、生活態度が他の模範となる者

なお、高等学校長は、合否の判定に当たって、当該高等学校・学科の教育課程を履修する学力を有するか否かの観点に立った適切な基準を設けることとする。

ウ 合格者数は次のとおりとする。

選抜基準⑦及び⑧に該当する合格者数の合計は、当該高等学校・学科の募集人員の30%程度から45%程度とする。

ただし、選抜基準④に該当する合格者数は、当該高等学校・学科の募集人員のおおむね5%とする。

第6 合格発表

令和8年2月9日（月）11時30分

第7 合格後の措置等

1 推薦選抜の合格者は、令和8年度愛知県公立高等学校入学者選抜における一般選抜及び海外帰国生徒にかかる入学者選抜(以下「海外帰国生徒選抜」という。)に出願することはできない。

2 合格を辞退する者は、辞退決定後速やかに、Web出願システムによって届け出る。

第8 実施結果等の報告

高等学校長は、令和8年3月24日（火）までに、実施結果等を愛知県教育委員会高等学校教育課長に報告する。

なお、様式等については、別途通知する。

第9 その他

障害等（病気及び事故による負傷を含む。）のある入学志願者に対する特別措置については、「Ⅵ 障害、病気及び事故にかかる特別措置」の「第1 障害等のある入学志願者

に対する受検上の配慮」及び「第2 保健室又は病院における受検」に定めるところによる。ただし、特別検査における病院受検は認めない。

なお、追検査は行わない。

Ⅱ 特色選抜

別記7に掲げる高等学校・学科において、募集人員の一部を定員として、特色選抜を実施する。

定員は、当該高等学校・学科の募集人員の20%程度までを上限として、高等学校長が定める。なお、定員の詳細については、別途通知する。

第1 出 願

1 出願資格

特色選抜に出願することのできる者は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当し、かつ、(4)に該当する者のうち、(5)から(7)までのいずれかに該当する者とする。

(1) 中学校若しくは義務教育学校を卒業した者、又は中等教育学校の前期課程を修了した者（以下「中学校卒業者」という。）

(2) 中学校卒業見込者

(3) 学校教育法施行規則第95条各号（別記1参照）のいずれかに該当する者

ただし、同条第1号又は第2号に該当する者については、令和8年3月に修了する見込みの者を含む。

(4) 原則として保護者とともに県内に住所を有する者

(5) 農業、工業、商業、水産、家庭、看護及び福祉に関する学科については、当該高等学校・学科の特色ある教育内容を理解し、その教育内容に関連する明確な進路目標と当該高等学校・学科で学習する強い意欲を有する者

(6) 理数、体育、外国語及び国際関係に関する学科、総合学科並びにコースを設置する若しくは特色ある教育課程を有する普通科（全日制単位制高等学校を含む。）については、自然科学、人文・社会科学、スポーツなど特定の分野（コースの教育内容に関連する分野を含む。）において優れた能力と顕著な実績を有する者

(7) 地域に根ざし、地域貢献を特色とする高等学校については、当該高等学校で学習する強い意欲と地域社会に貢献する意志を有する者

2 出願についての制限

(1) 入学志願者は、「愛知県立高等学校の通学区域並びに群及びグループに関する規則」及び「名古屋市立高等学校の通学区域並びに群及びグループに関する規則」の定めるところ（別記2参照）により、1校1学科に限り出願することができる。

(2) 特色選抜と、推薦選抜、外国人生徒等選抜、全日制単位制選抜及び連携型選抜を併願することはできない。

3 入学志願者が取るべき手続き

(1) 入学志願者は、出願に当たって、Web出願システムにより、次に掲げる情報を登録する。

ア 「出願基本情報」(全ての入学志願者が登録する。)

選抜種別、本人現住所等を登録する。

ただし、次の(ア)、(イ)のいずれかに該当する者は、次の書類の画像データについても登録する。

(ア) 学校教育法施行規則第95条第1号(別記1参照)に該当する者(海外現地校等出身者)

- ・ 外国における最終学校(現地校等)の成績証明書又はこれに代わるもの

(イ) 学校教育法施行規則第95条第4号(別記1参照)に該当する者(中学校卒業程度認定試験合格者)

- ・ 文部科学省が発行する認定証明書及び調査書

なお、上記(ア)及び(イ)に該当する者は、出願締切日までに、愛知県教育委員会高等学校教育課長の指示する手続きを取ること。

イ 「志願先高等学校」(全ての入学志願者が登録する。)

志願先の高等学校及び学科を登録する。

ウ 「志望理由」(全ての入学志願者が登録する。)

エ 「本人住所証明」

普通科への入学を志願する者のうち、本人と保護者の現住所が異なり、かつ、両者の現住所の所属する学区が異なる場合のみ、市区町村長の発行する本人の居住を証明する書類の画像データを登録する。

オ 「学区外高等学校出願申請」

普通科への入学を志願する者のうち、一家転住等の余儀ない事情のために学区外の高等学校への入学を志願する場合のみ、一家転住等の事情を証明するに足る確実な証明書の画像データを登録する。

カ 「県外からの出願申請」

本人の現住所が県外(海外を含む。)であり、県内への一家転住等を理由として出願する場合のみ登録する。(Ⅶの第1参照)

キ 「スポーツ科学科に関する届出」

- ・ 選択希望種目
- ・ スポーツ庁制定新体力テストの総合評価(令和7年度実施のもの)
- ・ 運動分野での活動実績

ク 「欠席に関する自己申告」

中学校の第2学年、第3学年のいずれかの学年又は両方のそれぞれの学年における欠席日数が年間30日程度以上の入学志願者のうち、希望する者が登録する。

ただし、「年間30日程度以上の欠席日数」には、生徒指導要録上は出席扱いとなっている別室登校の日数や、教育支援センター等で相談したり、指導を受けたりした日数、自宅でICT等を活用して学習活動を行った日数を含めることができる。

ケ 「受検配慮申請」

障害等（病気及び事故による負傷を含む。）により、入学検査等における配慮が必要な者のみ登録する。（第8の1参照）

また、当該入学志願者のうち、希望する者は、中学校生活の状況、志望の動機、高校生活への抱負などについての自己申告を登録することができる。

- (2) 入学検査においてプレゼンテーションを実施する高等学校への入学を志願する者は、プレゼンテーションの発表資料を志願先の高等学校長に提出する。

なお、様式等は、高等学校長が定める実施要項による。

- (3) 学校教育法施行規則第95条第3号及び第5号（別記1参照）に該当する入学志願者は、出願締切日までに、愛知県教育委員会高等学校教育課長の指示する手続きを取る。

4 中学校長が取るべき手続き

中学校長は、Web出願システムにより、次に掲げる手続きを取る。

- (1) 入学志願者が登録した情報の承認

その際、次のことに留意する。

上記3の(1)のエ、オについては、適切な画像データが登録されていることを確認する。

同クについては、当該入学志願者が要件を満たしていることを確認するとともに、欠席等の日数を登録する。

同ケについては、中学校における当該入学志願者に対する配慮の状況及び入学者選抜において希望する配慮の内容を登録する。

なお、入学志願者が登録した情報に誤りや不備がある場合は、当該入学志願者への差戻しを行い、正しい情報を登録させる。

- (2) 「調査書情報」の登録

「卒業（見込）年月」、「就学中の異動・卒業後の経歴」、「学習の記録（第3学年）」、「総合的な学習の時間の記録」、「行動の記録」、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」、「出欠の記録」、「その他の特記事項」を登録する。

なお、その際の注意事項は、別記4のとおりとする。

5 入学検定料の納付

- (1) 入学志願者は、登録した情報が中学校長によって承認された後、Web出願システムで次のアからウまでのいずれかの方法を選択し、2,200円を納付する。

ア クレジットカード決済

イ Pay-easy（ペイジー）決済

ウ コンビニ決済

- (2) 納付された入学検定料は、還付しない。

6 出願手続きの期間

上記3から5までを行う期間は、次のとおりとする。

令和8年1月26日（月）9時から同年2月2日（月）15時まで
ただし、上記3の(2)については、当該高等学校長の指示による。

7 高等学校長が取るべき手続き

高等学校長は、Web出願システムにより、出願登録情報の受付を行う。

なお、出願登録情報に誤りや不備がある場合は、当該入学志願者への差戻しを行う。

また、学校教育法施行規則第95条各号（別記1参照）のいずれかに該当する者について、出願資格等に関する疑義がある場合は、愛知県教育委員会高等学校教育課長に問い合わせる。

8 「受検票」の交付

高等学校長による出願登録情報の受付後、Web出願システムにより、入学志願者に「受検票」を交付する。

入学志願者は、これを印刷し、入学検査の当日に持参する。

9 その他

入学検定料を納付した後に、出願した高等学校・学科を変更することはできない。

第2 調査書情報

1 「調査書情報」の作成等

「I 推薦選抜」の「第2 調査書情報」に定めるところによる。

ただし、過年度卒業生については、生徒指導要録の「指導に関する記録」の保存期間が経過した者は、「学籍に関する記録」に相当する内容（氏名、生年月日、性別、卒業年月等）のみ登録する。

なお、平成17年3月以前に中学校を卒業した者については、調査書情報は不要とする。

2 所定の「調査書情報」を登録できない者の取り扱い

やむを得ない事情により、所定の「調査書情報」を登録できない者については、原則として次の書類をもってこれに代えることとする。（第1の3(1)ア参照）

- (1) 学校教育法施行規則第95条第1号（別記1参照）に該当する者（海外現地校等出身者）
 - ・ 外国における最終学校（現地校等）の成績証明書又はこれに代わるもの
- (2) 学校教育法施行規則第95条第4号（別記1参照）に該当する者（中学校卒業程度認定試験合格者）
 - ・ 文部科学省が発行する認定証明書及び調査書

第3 入学検査

1 入学検査の実施

- (1) 入学志願者全員に対し、面接を行う。
- (2) (1)のほか、作文、基礎学力検査、プレゼンテーション及び特別検査のうち、高等学校長の定めるいずれか一つを行う。上記のうちのいずれを行うかについては、別記7のとおりとする。
- (3) 作文は、「検査時間が40分、文章の長さが400字以下」及び「検査時間が50分、文章の長さが600字以下」のうち、高等学校長の定めるいずれか一つを行う。
- (4) 基礎学力検査は、国語、数学及び外国語（英語）の基礎的な内容とする。ただし、外国語（英語）の聞き取り検査は行わない。

2 入学検査の実施期日

令和8年2月5日（木）

ただし、高等学校長は、学校の実情等に応じて、基礎学力検査を除き、同年2月6日（金）に入学検査を行うことができる。

3 入学検査場

「志願先高等学校」として登録した高等学校とする。

4 入学検査の実施日程

- (1) 基礎学力検査を行う場合の日程は、次のとおりとする。

なお、面接は、基礎学力検査の終了後に、高等学校長の定める日程に従って行う。

集 合	8時30分
検査場入場	8時50分
問 題 配 付	9時00分
「解答始め」	9時10分
「解答やめ」	9時55分

- (2) 作文、プレゼンテーション、特別検査を行う場合は、面接を含めて、高等学校長の定める日程に従って行う。

5 そ の 他

- (1) 面接において、教科の内容や入学志願者の思想、信条に触れることがないように留意する。
- (2) 上記(1)を除き、面接、作文、プレゼンテーション及び特別検査の実施に関する必要な事項は、高等学校長が定める。

- (3) 高等学校長は、面接等の実施日程等を記載した「面接等実施計画書」を令和8年1月16日（金）までに、愛知県教育委員会高等学校教育課長に提出する。

なお、様式等については、別途通知する。

- (4) 高等学校への入学検査問題用紙等の配付については、別途通知する。

- (5) 基礎学力検査実施上の注意事項は、次のとおりとする。

ア 検査時間中、途中の退場は原則として認めない。

イ 「受検票」、用具（鉛筆、シャープペンシル、消しゴム、下敷き、鉛筆けずり用具、定規）及び時計以外のものは、原則として検査場に持ち込ませない。

なお、用具はごく普通のものとし、賞品・景品の類は避ける。下敷きは無地のもの、定規は分度器の付いていないものに限る。

ウ 学力検査の公正を乱すおそれがあるので、スマートフォン等の情報通信機器、計算機能及び通信機能付きの時計の持ち込みは認めない。

エ 「受検票」は机上に提示させておく。

オ 問題用紙の表紙の注意事項については説明してもよいが、問題の内容については一切説明しない。

カ 検査場内の掲示物等はあらかじめ取り除いておく。

キ 遅刻した者に対しては、検査開始時刻から20分以内の者に限り受検を許可する。この場合、一般の受検者とは別の検査場で受検させ、終了時刻は一般の受検者と同じとする。

なお、高等学校長が急病及び交通事故等やむを得ない理由により遅刻したと認めた場合は、検査終了時刻までの遅刻者については、一般の受検者とは別の検査場で、遅れた時間だけ終了時刻を遅らせて受検させる。

- (6) 受検を辞退する者は、辞退決定後速やかに、Web出願システムによって届け出る。

第4 入学者の選抜及び合格者の決定

1 入学者の選抜

入学者の選抜は、「調査書情報」、「志望理由」等の出願時に登録された情報及び面接等の入学検査の結果を資料として行う。

2 合格者の決定

合否の判定に際して、高等学校長は、当該高等学校・学科の教育課程を履修する学力を有するか否かについて十分に考慮しつつ、特色選抜の趣旨を踏まえて総合的に判断し、合格者を決定する。

第5 合格発表

令和8年2月9日（月）11時30分

第6 合格後の措置等

- 1 特色選抜の合格者は、令和8年度愛知県公立高等学校入学者選抜における一般選抜及び海外帰国生徒選抜に出願することはできない。
- 2 合格を辞退する者は、辞退決定後速やかに、Web出願システムによって届け出る。

第7 実施結果等の報告

推薦選抜と同じとする。（Ⅰの第8参照）

第8 その他

- 1 障害等（病気及び事故による負傷を含む。）のある入学志願者に対する特別措置については、「Ⅵ 障害、病気及び事故にかかる特別措置」の「第1 障害等のある入学志願者に対する受検上の配慮」及び「第2 保健室又は病院における受検」に定めるところによる。ただし、特別検査における病院受検は認めない。
なお、追検査は行わない。
- 2 上記に掲げるもののほかは、「Ⅰ 推薦選抜」に準ずる。

Ⅲ 一般選抜

第1 出 願

1 出願資格

各高等学校・学科の一般選抜に出願することのできる者は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当し、かつ、(4)に該当する者とする。

- (1) 中学校卒業生
- (2) 中学校卒業見込者
- (3) 学校教育法施行規則第95条各号（別記1参照）のいずれかに該当する者

ただし、同条第1号又は第2号に該当する者については、令和8年3月に修了する見込みの者を含む。

- (4) 原則として保護者とともに県内に住所を有する者

2 出願についての制限

入学志願者は、「愛知県立高等学校の通学区域並びに群及びグループに関する規則」及び「名古屋市立高等学校の通学区域並びに群及びグループに関する規則」の定めるところ（別記2参照）並びに次の(1)から(3)までにより、1校1学科又は2校2学科へ出願することができる。

- (1) A・Bグループのいずれか一方、又は双方の高等学校へ出願することができる。
ただし、異なった群に属する普通科の2校へは出願することができない。
- (2) 1校へ出願する場合は、出願する高等学校を第1志望校とする。
- (3) 2校へ出願する場合は、一方を第1志望校とし、他方を第2志望校とする。

3 入学志願者が取るべき手続き

- (1) 入学志願者は、出願に当たって、Web出願システムにより、次に掲げる情報を登録する。

ア 「出願基本情報」（全ての入学志願者が登録する。）

選抜種別、本人現住所等を登録する。

ただし、次の(ア)、(イ)のいずれかに該当する者は、次の書類の画像データについても登録する。

- (ア) 学校教育法施行規則第95条第1号（別記1参照）に該当する者（海外現地校等出身者）

・ 外国における最終学校（現地校等）の成績証明書又はこれに代わるもの

- (イ) 学校教育法施行規則第95条第4号（別記1参照）に該当する者（中学校卒業程度認定試験合格者）

- ・ 文部科学省が発行する認定証明書及び調査書

なお、上記(ア)及び(イ)に該当する者は、出願締切日までに、愛知県教育委員会高等学校教育課長の指示する手続きを取ることに。

イ 「志願先高等学校」（全ての入学志願者が登録する。）

志願先の高等学校及び学科を登録する。

ウ 「本人住所証明」

普通科への入学を志願する者のうち、本人と保護者の現住所が異なり、かつ、両者の現住所の所属する学区が異なる場合のみ、市区町村長の発行する本人の居住を証明する書類の画像データを登録する。

エ 「学区外高等学校出願申請」

普通科への入学を志願する者のうち、一家転住等の余儀ない事情のために学区外の高等学校への入学を志願する場合のみ、一家転住等の事情を証明するに足る確実な証明書の画像データを登録する。

オ 「県外からの出願申請」

本人の現住所が県外（海外を含む。）であり、県内への一家転住等を理由として出願する場合のみ登録する。（Ⅶの第1参照）

カ 「音楽科及びスポーツ科学科に関する届出」

(ア) 音楽科

- ・ 専攻別演奏曲目

(イ) スポーツ科学科

- ・ 選択希望種目
- ・ スポーツ庁制定新体力テストの総合評価（令和7年度実施のもの）
- ・ 運動分野での活動実績

キ 「欠席に関する自己申告」

中学校の第2学年、第3学年のいずれかの学年又は両方のそれぞれの学年における欠席日数が年間30日程度以上の入学志願者のうち、希望する者が登録する。

ただし、「年間30日程度以上の欠席日数」には、生徒指導要録上は出席扱いとなっている別室登校の日数や、教育支援センター等で相談したり、指導を受けたりした日数、自宅でICT等を活用して学習活動を行った日数を含めることができる。

ク 「受検配慮申請」

障害等（病気及び事故による負傷を含む。）により、学力検査及び面接等における配慮が必要な者のみ登録する。（第10参照）

また、当該入学志願者のうち、希望する者は、中学校生活の状況、志望の動機、高校生活への抱負などについての自己申告を登録することができる。

ケ 「長期欠席者等選抜申請」

長期欠席者等にかかる選抜方法の適用を希望する者のみ登録する。（第4の4(2)及び第6の3(3)参照）

この選抜方法の適用を申請することのできる者は、次の(ア)、(イ)のいずれかに該当し、かつ、(ウ)に該当する者とする。

(ア) 中学校卒業者

(イ) 中学校卒業見込者

(ウ) やむを得ない事情により、中学校の第3学年における欠席等の日数が出席しなければならない日数の半分以上である者

ただし、「第3学年における欠席等の日数」には、生徒指導要録上は出席扱いとなっている別室登校の日数や、教育支援センター等で相談したり、指導を受けたりした日数、自宅でICT等を活用して学習活動を行った日数を含めることとする。

なお、この選抜方法の適用を申請する者は、上記キの「欠席に関する自己申告」については、重ねて登録する必要はない。

(2) 音楽科への入学を志願する者のうち、次のア、イのいずれかに該当する者は、特別検査に関する次の書類を志願先の高等学校長に提出する。

ア 声楽専攻志望者

- ・ 任意の独唱曲の伴奏用楽譜

イ 打楽器専攻志望者のうち、小太鼓を選択する者

- ・ 任意の独奏曲の楽譜

(3) 学校教育法施行規則第95条第3号及び第5号（別記1参照）に該当する入学志願者は、出願締切日までに、愛知県教育委員会高等学校教育課長の指示する手続きを取る。

4 中学校長が取るべき手続き

中学校長は、Web出願システムにより、次に掲げる手続きを取る。

(1) 入学志願者が登録した情報の承認

その際、次のことに留意する。

上記3の(1)のウ、エについては、適切な画像データが登録されていることを確認する。

同キ、ケについては、当該入学志願者が要件を満たしていることを確認するとともに、欠席等の日数を登録する。

同クについては、中学校における当該入学志願者に対する配慮の状況及び入学者選抜において希望する配慮の内容を登録する。

なお、入学志願者が登録した情報に誤りや不備がある場合は、当該入学志願者への差戻しを行い、正しい情報を登録させる。

(2) 「調査書情報」の登録

「卒業（見込）年月」、「就学中の異動・卒業後の経歴」、「学習の記録（第3学年）」、「総合的な学習の時間の記録」、「行動の記録」、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」、「出欠の記録」、「その他の特記事項」を登録する。

なお、その際の注意事項は、別記4のとおりとする。

5 入学検定料の納付

(1) 入学志願者は、登録した情報が中学校長によって承認された後、Web出願システムで次のアからウまでのいずれかの方法を選択し、2,200円を納付する。

ア クレジットカード決済

イ Pay-easy（ペイジー）決済

ウ コンビニ決済

なお、第2志望校への出願に当たって、入学検定料を納付する必要はない。

(2) 納付された入学検定料は、還付しない。

6 出願手続きの期間

上記3から5までを行う期間は、次のとおりとする。

令和8年2月6日（金）9時から同年2月16日（月）15時まで

7 高等学校長が取るべき手続き

高等学校長は、Web出願システムにより、出願登録情報の受付を行う。

なお、出願登録情報に誤りや不備がある場合は、当該入学志願者への差戻しを行う。

また、学校教育法施行規則第95条各号（別記1参照）のいずれかに該当する者について、出願資格等に関する疑義がある場合は、愛知県教育委員会高等学校教育課長に問い合わせる。

8 「受検票」の交付

高等学校長による出願登録情報の受付後、Web出願システムにより、入学志願者に「受検票」を交付する。

入学志願者は、これを印刷し、学力検査等の当日に持参する。

9 志願変更

(1) 入学志願者は、次に定めるところにより、既に出願した高等学校又は学科を1回に限り変更（以下「志願変更」という。）することができる。

ア 普通科間の志願変更においては、同一群内に限り認める。

イ 第1志望校、第2志望校のいずれか1校1学科に限り認める。

ウ 志願変更を行う場合は、志望順位の変更を認める。ただし、志望順位のみの変更はできない。

(2) 志願変更希望者が取るべき手続き

志願変更希望者は、志願変更にあたって、Web出願システムにより、次に掲げる情報を登録する。

ア 「志願変更情報」

志願変更先の高等学校及び学科を登録する。また、志望順位の変更を希望する場合は、志望順位についても登録する。

イ 「音楽科及びスポーツ科学科に関する届出」

上記3の(1)カと同じとする。

なお、音楽科については、上記3の(2)に示す書類を志願変更先の高等学校長に提出すること。

ウ 「欠席に関する自己申告」

上記3の(1)キと同じとする。

エ 「受検配慮申請」

上記3の(1)クと同じとする。

オ 「長期欠席者等選抜申請」

上記3の(1)ケと同じとする。

なお、志願変更にあたって、入学検定料を改めて納付する必要はない。

(3) 中学校長が取るべき手続き

中学校長は、Web出願システムにより、志願変更希望者が登録した「志願変更情報」等の承認を行う。

その際、次のことに留意する。

上記(2)のウ、オについては、当該志願変更希望者が要件を満たしていることを確認するとともに、欠席等の日数を登録する。

同エについては、中学校における当該志願変更希望者に対する配慮の状況及び入学者選抜において希望する配慮の内容を登録する。

なお、志願変更希望者が登録した情報に誤りや不備がある場合は、当該志願変更希望者への差戻しを行い、正しい情報を登録させる。

(4) 上記(2)及び(3)を行う日時は、次のとおりとする。

令和8年2月17日（火）9時から15時まで

(5) 高等学校長が取るべき手続き

志願変更先の高等学校長は、Web出願システムにより、志願変更希望者が登録し、中学校長が承認した「志願変更情報」等の受付を行う。

(6) 「受検票」の交付

志願変更先の高等学校長による「志願変更情報」等の受付後、Web出願システムにより、志願変更者に「受検票」を新たに交付する。

志願変更者は、新たに交付された「受検票」を印刷し、学力検査等の当日に持参する。

なお、志願変更先の高等学校にあっては、志願変更者の受検番号は、既に交付した「受検票」の最後の番号に続けること。

第2 調査書情報

「Ⅰ 推薦選抜」の「第2 調査書情報」及び「Ⅱ 特色選抜」の「第2 調査書情報」に定めるところによる。

第3 学力検査

1 学力検査の実施

愛知県教育委員会において作成する問題によって、入学志願者全員に対し、学力検査を行う。

2 学力検査の出題教科等

国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）とする。ただし、外国語（英語）は、聞き取り検査を含む。

学力検査は、中学校学習指導要領における各教科の目標に即し、基礎的・基本的な事項について出題する。その際、思考力、判断力、表現力等を適切に測ることができるよう配慮する。

3 学力検査の実施期日

令和8年2月25日（水）

4 学力検査場

「志願先高等学校」として登録した高等学校のうちの第1志望校とし、志願変更者にあつては志願変更後の第1志望校（以下「第1志望の高等学校」という。）とする。

ただし、特別な事情のある場合は、高等学校長は、愛知県教育委員会の承認を得て、上記以外の場所に学力検査場を設けることができる。

5 学力検査の実施日程

学力検査の実施日程は、次のとおりとする。

集 合	8時30分	検査場入場・着席	13時05分
検査場入場	8時50分		
第1時限	国 語	第4時限	理 科
問 題 配 付	9時00分	問 題 配 付	13時10分
「解答始め」	9時10分	「解答始め」	13時15分
「解答やめ」	9時55分	「解答やめ」	14時00分
第2時限	数 学	第5時限	外国語（英語）
問 題 配 付	10時15分	<聞き取り>	
「解答始め」	10時20分	問 題 配 付	14時20分
「解答やめ」	11時05分	聞き取り検査開始	14時25分
第3時限	社 会	検査は、10分間程度で行う。	
問 題 配 付	11時25分	（待機）	
「解答始め」	11時30分	<筆 記>	
「解答やめ」	12時15分	問 題 配 付	14時45分
昼 食	12時15分～13時05分	「解答始め」	14時50分
		「解答やめ」	15時30分

6 学力検査実施上の注意事項

- (1) 検査時間中、途中の退場は原則として認めない。
- (2) 「受検票」、用具（鉛筆、シャープペンシル、消しゴム、下敷き、鉛筆けずり用具、定規）及び時計以外のものは、原則として検査場に持ち込ませない。
 なお、用具はごく普通のものとし、賞品・景品の類は避ける。下敷きは無地のもの、定規は分度器の付いていないものに限る。
- (3) 学力検査の公正を乱すおそれがあるので、スマートフォン等の情報通信機器、計算機能及び通信機能付きの時計の持ち込みは認めない。
- (4) 「受検票」は机上に提示させておく。
- (5) 問題用紙の表紙の注意事項については説明してもよいが、問題の内容については一切説明しない。
- (6) 検査場内の掲示物等はあらかじめ取り除いておく。
- (7) 遅刻した者に対しては、第1時限の検査開始時刻から20分以内の者に限り受検を許可する。この場合、第1時限は一般の受検者とは別の検査場で受検させ、第1時限の終了

時刻は一般の受検者と同じとする。

なお、高等学校長が急病及び交通事故等やむを得ない理由によって遅刻したと認めた場合については、「Ⅵ 障害、病気及び事故にかかる特別措置」の「第3 追検査」の7に示すとおりとする。

7 高等学校への学力検査問題用紙等の配付

このことについては、別途通知する。

8 学力検査の採点及び採点後の手続き

- (1) 学力検査の採点は、当該高等学校において行う。
- (2) 高等学校長は、採点終了後、受検者の学力検査得点を、愛知県公立高等学校入学者選抜情報処理システム（以下「情報処理システム」という。）に登録する。
- (3) 愛知県教育委員会は、各高等学校における第1志望の者と第2志望の者を含む全ての受検者の得点情報を、各高等学校に配付する。

なお、(2)の登録方法及び(3)の配付の日時等については、別途通知する。

9 受検辞退

受検を辞退する者は、辞退決定後速やかに、Web出願システムによって届け出る。

第4 面 接

1 面接の実施

高等学校長は、愛知県教育委員会に届け出て、面接を行うことができる。

高等学校・学科ごとの面接の実施の有無は、別記8のとおりとする。

2 面接の実施期日

面接を行う場合の期日は、次のとおりとする。

Aグループ 令和8年2月26日（木）

Bグループ 令和8年2月27日（金）

ただし、特別な事情のある場合は、高等学校長は、愛知県教育委員会の承認を得て、上記の期日を変更することができる。

3 面接会場

「志願先高等学校」として登録した高等学校とし、志願変更者にあつては志願変更先の高等学校（以下「出願先の高等学校」という。）とする。

ただし、特別な事情のある場合は、高等学校長は、愛知県教育委員会の承認を得て、上記以外の場所に面接会場を設けることができる。

4 その他

- (1) 教科の内容や入学志願者の思想、信条に触れることがないように留意する。
- (2) 長期欠席者等にかかる選抜方法の適用者に対しては、個人面接を行う。（面接を実施する高等学校のみ）
- (3) 上記(1)及び(2)を除き、実施日程等、面接の実施に関する必要な事項は、高等学校長が定める。
- (4) 高等学校長は、面接の実施日程等を記載した「面接等実施計画書」を令和8年1月16日（金）までに、愛知県教育委員会高等学校教育課長に提出する。
なお、様式等については、別途通知する。

第5 特別検査

1 特別検査の実施

デザイン科（名古屋市立工芸高等学校のみ）、スポーツ科学科、音楽科及び美術科への入学を志願する者に対しては、「第3 学力検査」及び「第4 面接」のほかに特別検査を行う。

2 特別検査の内容

(1) デザイン科

次のア及びイ又はそのいずれかを行う。

ア 鉛筆による正確な描写

イ 紙を使った立体の構成

当該高等学校・学科において行う検査は、別記9のとおりとする。

(2) スポーツ科学科

器械運動、陸上競技、カヌー、バスケットボール、サッカー、ラグビー、バレーボール、ソフトボール、柔道及び剣道の中から、希望する1種目を選択させ、その実技を行う。希望する種目がない場合は、運動能力テスト（50メートル走、立ち幅跳び及びハンドボール投げ）とする。

各種目の実技は、別記9のとおりとする。

(3) 音楽科

次のアからウまでを行う。

ア 専攻別検査

イ 聴音

(ア) 旋律聴音

(イ) 平易な和声聴音（四声体による。）

ウ 新曲視唱

なお、専攻別検査は、別記9のとおりとする。

(4) 美術科

鉛筆デッサンを行う。

3 特別検査の実施期日

- Aグループ 令和8年2月26日(木)
- Bグループ 令和8年2月27日(金)

4 特別検査の検査場

出願先の高等学校とする。

5 その他

- (1) 実施日程等、特別検査の実施に関する必要な事項は、高等学校長が定める。
- (2) 高等学校長は、特別検査の実施日程を令和8年1月16日(金)までに、面接の実施日程等(第4の4(4))と併せて、愛知県教育委員会高等学校教育課長に報告する。
- (3) 高等学校への特別検査問題用紙等の配付については、別途通知する。

第6 入学者の選抜及び合格者の決定

1 入学者選抜委員会

「I 推薦選抜」の「第5 入学者の選抜及び合格者の決定」の1に定めるところによる。

2 入学者の選抜及び合格者の決定

入学者の選抜は、各高等学校の入学者選抜委員会が行い、合格者の決定は、高等学校長が行う。

各高等学校における入学者の選抜及び合格者の決定は、次の手順により行う。

- (1) 海外帰国生徒選抜の実施校にあっては、当該選抜の合格者を決定する。(Ⅳの第1参照)
- (2) (1)において合格とならなかった受検者を含めて、一般選抜の校内順位を決定する。
(後掲3参照)
- (3) (1)における合格者及び一般選抜の校内順位を、情報処理システムに登録する。(後掲4参照)
- (4) 愛知県教育委員会が作成した合格候補者等名簿を基に、一般選抜の合格者を決定する。
(後掲5及び6参照)

3 校内順位の決定

高等学校長は、次の方法により、一般選抜の校内順位を決定する。(海外帰国生徒選抜の実施校においては、当該選抜で合格とならなかった受検者を含めて行う。)

- (1) 評定得点及び学力検査合計得点を、次のとおりとする。
 - ア 評定得点は、「調査書情報」の「学習の記録(第3学年)」の評定合計(最高45)を2倍した数値とし、その最高を90点とする。(傾斜配点を行う場合を除く。)

ただし、スポーツ科学科、音楽科、美術科、国際英語科、国際教養科及び国際探究科については、次のとおり傾斜配点を行う。

スポーツ科学科については保健体育の評定を1.5倍、音楽科については音楽の評定を1.5倍、美術科については美術の評定を1.5倍、国際英語科、国際教養科及び国際探究科については外国語の評定を1.5倍する。

イ 学力検査合計得点は、学力検査を実施する5教科の得点の合計点とする。5教科の配点はそれぞれ22点とし、学力検査合計得点の最高を110点とする。（傾斜配点を行う場合を除く。）

ただし、国際英語科、国際教養科及び国際探究科並びに全日制単位制高等学校については、次のとおり傾斜配点を行う。

国際英語科、国際教養科及び国際探究科については、外国語（英語）の配点及び得点を1.2倍する。また、全日制単位制高等学校については、5教科のうち得点の高い3教科の配点及び得点を2倍した上で、傾斜配点を行った3教科の得点と傾斜配点を行わなかった他の2教科の得点の合計（最高176点）を、最高110点に換算する。

(2) 校内順位の決定は、次の資料により、総合的に行う。その際、次のアからエまでのうち、特にアの「調査書情報」を十分に尊重する。

ア 「調査書情報」

(ア) 「学習の記録（第3学年）」

(イ) 「総合的な学習の時間の記録」、「行動の記録」、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」及び「その他の特記事項」

(ウ) その他の事項

イ 学力検査の成績

ウ 面接等の結果（実施する高等学校のみ）

エ その他の資料

(ア) デザイン科、音楽科及び美術科における特別検査の結果

(イ) スポーツ科学科における特別検査の結果、スポーツ庁制定新体力テストの総合評価及び運動分野での活動実績

(ウ) 自己申告の内容（登録した者のみ、第1の3(1)キ、ク及びケ参照）

ただし、校内順位の決定に際しては、各高等学校があらかじめ選択した次のⅠからⅤまでのいずれかの方式（別記8参照）によって得られた数値を基礎資料とした上で、これと上記の資料により、総合的に行う。

Ⅰ （評定得点）＋（学力検査合計得点）

Ⅱ {（評定得点）×1.5}＋（学力検査合計得点）

Ⅲ （評定得点）＋{（学力検査合計得点）×1.5}

Ⅳ {（評定得点）×2}＋（学力検査合計得点）

Ⅴ （評定得点）＋{（学力検査合計得点）×2}

また、次の①から③までのことに留意する。

- ① 当該高等学校を第1志望とした者と、第2志望とした者との間に、取り扱い上の差を設けない。
 - ② 志願変更をした者と、しなかった者との間に、取り扱い上の差を設けない。
 - ③ 海外帰国生徒選抜の実施校にあっては、当該選抜において合格とならなかった者と、一般選抜のみに出願した者との間に、取り扱い上の差を設けない。
- (3) 長期欠席者等にかかる選抜方法の適用者の取り扱い
- 高等学校長は、長期欠席者等にかかる選抜方法の適用者について、「調査書情報」、「欠席に関する自己申告」等の出願時に登録された情報及び学力検査の成績等を資料として総合的に判断し、校内順位を決定する。
- ただし、「調査書情報」の「学習の記録（第3学年）」については、長期欠席者等の事情に配慮しつつ、参考として取り扱う。

4 校内順位等の登録

高等学校長は、当該高等学校・学科の校内順位（海外帰国生徒選抜の実施校にあっては、当該選抜の合格者を含む。）を、情報処理システムに登録する。

なお、登録方法等については、別途通知する。

5 合格候補者等名簿

(1) 合格候補者の決定

愛知県教育委員会は、登録された各高等学校・学科の受検者の校内順位に基づき、合格候補者を次のように決定する。

受検者の校内順位が、第1志望校、第2志望校とも一般選抜の募集人員内（海外帰国生徒選抜の実施校にあっては、一般選抜の募集人員から当該選抜の合格者数を減じた人数内）にあるときは、第1志望校の合格候補者とする。これに伴い、第2志望校においては、第1志望校の合格候補者となった受検者に相当する数を、当該校を志望校とした受検者の中から繰り上げて合格候補者とする。

(2) 合格候補者等名簿の作成と配付

愛知県教育委員会は、各高等学校・学科における合格候補者（海外帰国生徒選抜の実施校にあっては、当該選抜の合格者を含む。）を記載した合格候補者等名簿を作成し、情報処理システムにより各高等学校に配付する。

なお、配付の日時等については、別途通知する。

6 合格者の決定

高等学校長は、愛知県教育委員会が作成・配付した合格候補者等名簿を基に、合格者を決定する。

第7 合格発表

令和8年3月10日（火）10時

第8 合格辞退

合格を辞退する者は、次の日時までに、Web出願システムによって届け出る。

令和8年3月11日（水）11時

第9 実施結果等の報告

推薦選抜と同じとする。（Ⅰの第8参照）

第10 その他

障害等（病気及び事故による負傷を含む。）のある入学志願者に対する特別措置については、「Ⅵ 障害、病気及び事故にかかる特別措置」に定めるところによる。

ただし、特別検査における病院受検は認めない。

IV その他の特別な選抜

第1 海外帰国生徒にかかる入学者選抜

愛知県立昭和高等学校普通科、愛知県立中村高等学校普通科、愛知県立豊田西高等学校普通科、愛知県立岡崎西高等学校普通科、愛知県立豊橋東高等学校普通科、名古屋市立名東高等学校国際英語科、愛知県立千種高等学校国際教養科、愛知県立津島高等学校国際探究科及び愛知県立刈谷北高等学校国際探究科において、募集人員の一部を定員として、海外帰国生徒にかかる入学者選抜を実施する。

定員は、普通科は当該高等学校・学科の募集人員の10%程度まで、専門学科は当該高等学校・学科の募集人員の30%程度までとする。

1 出 願

(1) 出願資格

海外帰国生徒選抜に出願することのできる者は、「Ⅲ 一般選抜」の「第1 出願」の「1 出願資格」に示す(1)から(3)までのいずれかに該当し、かつ、次のアからエまでのいずれにも該当する者とする。

ア 保護者とともに県内に住所を有する者、又は(3)イに示す愛知県教育委員会の出願に関する承認を受けた者

イ 原則として継続して2年以上海外に保護者とともに在住していた者

ウ イの在住期間中、学校教育法施行規則第95条第1号又は第2号に規定する学校教育を修めた者

エ 令和6年3月1日以後に海外から帰国した者

(2) 出願についての制限

ア 入学志願者は、「愛知県立高等学校の通学区域並びに群及びグループに関する規則」及び「名古屋市立高等学校の通学区域並びに群及びグループに関する規則」の定めるところ（別記2参照）により、1校1学科に限り出願することができる。

イ 海外帰国生徒選抜に出願する高等学校・学科を第1志望として、一般選抜にも出願するものとする。

ウ 「Ⅲ 一般選抜」の「第1 出願」の2に定めるところにより、一般選抜において第2志望校へ出願することができる。

(3) 入学志願者が取るべき手続き

ア 入学志願者は、出願に当たって、Web出願システムにより、次に掲げる情報を登録する。

(ア) 「出願基本情報」（全ての入学志願者が登録する。）

選抜種別、本人現住所等を登録する。

ただし、学校教育法施行規則第95条第1号（別記1参照）に該当する者（海外現地校等出身者）は、次の書類の画像データについても登録する。

- ・ 外国における最終学校（現地校等）の成績証明書又はこれに代わるもの

なお、これに該当する者は、出願締切日までに、愛知県教育委員会高等学校教育課長の指示する手続きを取ることを。

- (イ) 「海外帰国生徒選抜申請」（全ての入学志願者が登録する。）

海外在住期間、帰国（予定）年月日、海外在住国名、原則として継続して2年以上海外に保護者とともに在住していたことを証明する書類の画像データ等を登録する。

なお、原則として継続して2年以上海外に保護者とともに在住していたことを証明する書類は、保護者の勤務先の所属長等の証明又はこれに代わるもので、入学志願者及び保護者の在住期間を明示したものとする。

- (ウ) 「志願先高等学校」（全ての入学志願者が登録する。）

志願先の高等学校及び学科を登録する。

- (エ) 「学習歴等調査」（全ての入学志願者が登録する。）

小学校及び中学校段階における学習歴、海外在住歴を登録する。

- (オ) 「欠席に関する自己申告」

一般選抜と同じとする。（Ⅲの第1の3(1)キ参照）

- (カ) 「受検配慮申請」

一般選抜と同じとする。（Ⅲの第1の3(1)ク参照）

イ 次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する入学志願者は、出願締切日までに、愛知県教育委員会高等学校教育課長の指示する手続きを取り、出願に関する承認を受ける。

- (ア) 保護者が県内に居住し、本人は県外又は海外に在住している者で、入学日までに県内に住所を移し、保護者とともに引き続き県内に住所を定める見込みの者

- (イ) 保護者の転勤、転住等のために、入学日までに県外又は海外から県内に住所を移し、保護者とともに引き続き県内に住所を定める見込みの者

- (ウ) 保護者が海外に引き続き在住するため、本人のみ帰国し、身元引受人とともに県内に居住する者

- (4) 中学校長が取るべき手続き

中学校長は、Web出願システムにより、次に掲げる手続きを取る。

- ア 入学志願者が登録した情報の承認

その際、次のことに留意する。

上記(3)のア(イ)については、当該入学志願者が出願資格を有していることを確認する。また、原則として継続して2年以上海外に保護者とともに在住していたことを証明する書類の適切な画像データが登録されていることを確認する。

同(カ)については、当該入学志願者が要件を満たしていることを確認するとともに、欠席等の日数を登録する。

同(カ)については、中学校における当該入学志願者に対する配慮の状況及び入学者選抜において希望する配慮の内容を登録する。

なお、入学志願者が登録した情報に誤りや不備がある場合は、当該入学志願者への差戻しを行い、正しい情報を登録させる。

イ 「調査書情報」の登録

「卒業（見込）年月」、「就学中の異動・卒業後の経歴」、「学習の記録（第3学年）」、「総合的な学習の時間の記録」、「行動の記録」、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」、「出欠の記録」、「その他の特記事項」を登録する。

なお、その際の注意事項は、別記4のとおりとする。

(5) 入学検定料の納付

入学志願者は、登録した情報が中学校長によって承認された後、「Ⅲ 一般選抜」の「第1 出願」の5に定める入学検定料を納付する。

ただし、第1志望校としての一般選抜への出願に当たって、入学検定料を重ねて納付する必要はない。

(6) 出願手続きの期間

上記(3)から(5)までを行う期間は、次のとおりとする。

令和8年2月6日（金）9時から同年2月16日（月）15時まで

(7) 高等学校長が取るべき手続き

高等学校長は、Web出願システムにより、出願登録情報の受付を行う。

なお、出願登録情報に誤りや不備がある場合は、当該入学志願者への差戻しを行う。

また、出願資格等に関する疑義がある場合は、愛知県教育委員会高等学校教育課長に問い合わせる。

(8) 「受検票」の交付

高等学校長による出願登録情報の受付後、Web出願システムにより、入学志願者に「受検票」を交付する。

入学志願者は、これを印刷し、学力検査及び面接の当日に持参する。

(9) 海外帰国生徒選抜に出願した高等学校・学科を変更することはできない。

なお、一般選抜において第2志望校へ出願し、第2志望の高等学校又は学科を変更する場合（Ⅲの第1の9参照）は、志望順位を変更することはできない。

2 学力検査

(1) 学力検査の実施

愛知県教育委員会において作成する問題によって、入学志願者全員に対し、学力検査を行う。

(2) 学力検査の出題教科及び実施期日等

出題教科、問題、実施期日及び日程、実施上の注意事項等は、一般選抜と同じとする。

(Ⅲの第3参照)

(3) 学力検査場

「志願先高等学校」として登録した高等学校とする。

(4) その他

受検を辞退する者は、辞退決定後速やかに、Web出願システムによって届け出る。

3 面 接

(1) 面接の実施

入学志願者全員に対し、面接を行う。

なお、一般選抜において面接を行う高等学校では、海外帰国生徒選抜の面接は一般選抜の受検者とは別に行う。ただし、一般選抜の面接を兼ねることとする。

(2) 面接の実施期日

一般選抜と同じとする。(Ⅲの第4の2参照)

(3) 面接会場

「志願先高等学校」として登録した高等学校とする。

(4) その他

ア 教科の内容や入学志願者の思想、信条に触れることがないよう留意する。

イ 上記アを除き、実施日程等、面接の実施に関する必要な事項は、高等学校長が定める。

ウ 高等学校長は、面接の実施日程等を記載した「面接等実施計画書」を令和8年1月16日(金)までに、愛知県教育委員会高等学校教育課長に提出する。

なお、様式等については、別途通知する。

4 入学者の選抜及び合格者の決定

(1) 入学者の選抜

入学者の選抜は、「調査書情報」等の出願時に登録された情報並びに学力検査のうちの国語、数学及び外国語(英語)の成績並びに面接等の結果を資料として行う。

(2) 合格者の決定

可否の判定に際して、高等学校長は、海外帰国生徒の事情に配慮しつつ、総合的に判断し、合格者を決定する。

5 海外帰国生徒選抜において合格とならなかった受検者の取り扱い

高等学校長は、海外帰国生徒選抜において合格とならなかった受検者を一般選抜の対象とし、校内順位を決定する。(Ⅲの第6の2及び3参照)

6 合格発表

一般選抜と同じとする。（Ⅲの第7参照）

7 合格辞退

一般選抜と同じとする。（Ⅲの第8参照）

8 実施結果等の報告

一般選抜と同じとする。（Ⅲの第9参照）

9 その他

- (1) 障害等（病気及び事故による負傷を含む。）のある入学志願者に対する特別措置については、「Ⅵ 障害、病気及び事故にかかる特別措置」に定めるところによる。
- (2) 出願資格に違反し、又は出願時に登録された情報等に事実と反する内容があることが判明した場合には、高等学校長は、入学許可後においても、当該生徒の入学許可を取り消すことができる。
- (3) 上記に掲げるもののほかは、「Ⅲ 一般選抜」に準ずる。

第2 外国人生徒等にかかる入学者選抜

愛知県立名古屋南高等学校普通科、愛知県立小牧高等学校普通科、愛知県立東浦高等学校普通科、愛知県立衣台高等学校普通科、愛知県立安城南高等学校普通科、愛知県立御津あおば高等学校普通科、愛知県立豊田工科高等学校工業科、愛知県立豊川工科高等学校工業科、愛知県立中川青和高等学校キャリアビジネス科、愛知県立岩倉総合高等学校総合学科、愛知県立知立高等学校総合学科及び愛知県立豊橋西高等学校総合学科において、募集人員の一部を定員として、外国人生徒等にかかる入学者選抜を実施する。

定員は、当該高等学校・学科の募集人員の5%以上として、高等学校長が定める。なお、定員の詳細については、別途通知する。

1 出 願

(1) 出願資格

外国人生徒等選抜に出願することのできる者は、「Ⅲ 一般選抜」の「第1 出願」の「1 出願資格」に示す出願資格を有し、かつ、次のア及びイのいずれにも該当する者とする。

ア 外国籍を有する者、又は保護者が外国籍を有する者など特別な事情があると認められる者

イ 小学校第4学年以上の学年に編入学した者、若しくは第3学年以下の学年に編入学し、特別な事情があると認められる者、又は入国後の在日期間が6年以内の者

(2) 出願についての制限

ア 入学志願者は、「愛知県立高等学校の通学区域並びに群及びグループに関する規則」の定めるところ（別記2参照）により、1校1学科に限り出願することができる。

イ 外国人生徒等選抜と、推薦選抜、特色選抜、全日制単位制選抜及び連携型選抜を併願することはできない。

(3) 入学志願者が取るべき手続き

入学志願者は、出願に当たって、Web出願システムにより、次に掲げる情報を登録する。

ア 「出願基本情報」（全ての入学志願者が登録する。）

選抜種別、本人現住所等を登録する。

ただし、学校教育法施行規則第95条第1号（別記1参照）に該当する者（海外現地校等出身者）は、次の書類の画像データについても登録する。

・ 外国における最終学校（現地校等）の成績証明書又はこれに代わるもの

なお、これに該当する者は、出願締切日までに、愛知県教育委員会高等学校教育課長の指示する手続きを取ること。

イ 「外国人生徒等選抜申請」（全ての入学志願者が登録する。）

入国年月日、編入年月日、編入学校名、編入学年を登録する。

ウ 「志願先高等学校」（全ての入学志願者が登録する。）

志願先の高等学校及び学科を登録する。

エ 「欠席に関する自己申告」

特色選抜と同じとする。（Ⅱの第1の3(1)ク参照）

オ 「受検配慮申請」

特色選抜と同じとする。（Ⅱの第1の3(1)ケ参照）

(4) 中学校長が取るべき手続き

中学校長は、We b出願システムにより、次に掲げる手続きを取る。

ア 入学志願者が登録した情報の承認

その際、次のことに留意する。

上記(3)のイについては、当該入学志願者が出願資格を有していることを確認する。

同エについては、当該入学志願者が要件を満たしていることを確認するとともに、欠席等の日数を登録する。

同オについては、中学校における当該入学志願者に対する配慮の状況及び入学者選抜において希望する配慮の内容を登録する。

なお、入学志願者が登録した情報に誤りや不備がある場合は、当該入学志願者への差戻しを行い、正しい情報を登録させる。

イ 「調査書情報」の登録

「卒業（見込）年月」、「就学中の異動・卒業後の経歴」、「学習の記録（第3学年）」、「総合的な学習の時間の記録」、「行動の記録」、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」、「出欠の記録」、「その他の特記事項」を登録する。

なお、その際の注意事項は、別記4のとおりとする。

(5) 入学検定料の納付

入学志願者は、登録した情報が中学校長によって承認された後、「Ⅱ 特色選抜」の「第1 出願」の5に定める入学検定料を納付する。

(6) 出願手続きの期間

上記(3)から(5)までを行う期間は、次のとおりとする。

令和8年1月26日（月）9時から同年2月2日（月）15時まで

(7) 高等学校長が取るべき手続き

高等学校長は、We b出願システムにより、出願登録情報の受付を行う。

なお、出願登録情報に誤りや不備がある場合は、当該入学志願者への差戻しを行う。

また、出願資格等に関する疑義がある場合は、愛知県教育委員会高等学校教育課長に問い合わせる。

(8) 「受検票」の交付

高等学校長による出願登録情報の受付後、We b出願システムにより、入学志願者に「受検票」を交付する。

入学志願者は、これを印刷し、学力検査等の当日に持参する。

(9) その他

入学検定料を納付した後に、出願した高等学校・学科を変更することはできない。

2 学力検査

(1) 学力検査の実施

愛知県教育委員会において作成する問題によって、入学志願者全員に対し、学力検査を行う。

(2) 学力検査の出題教科等

国語、数学及び外国語（英語）の基礎的な内容とする。

なお、問題の漢字にはルビを付し、外国語（英語）の聞き取り検査は行わない。

(3) 学力検査の実施期日

令和8年2月5日（木）

(4) 学力検査場

「志願先高等学校」として登録した高等学校とする。

(5) 学力検査の実施日程

集 合	8時30分
検査場入場	8時50分
問 題 配 付	9時00分
「解答始め」	9時10分
「解答やめ」	9時55分

(6) その他

ア 学力検査実施上の注意事項は、「Ⅱ 特色選抜」の「第3 入学検査」の5(5)に定めるところによる。

イ 受検を辞退する者は、辞退決定後速やかに、Web出願システムによって届け出る。

3 面 接

(1) 面接の実施

入学志願者全員に対し、個人面接を行う。

(2) 面接の実施期日及び日程

実施期日は上記2の(3)と同じとし、学力検査の終了後に、高等学校長の定める日程に従って行う。

(3) 面接会場

「志願先高等学校」として登録した高等学校とする。

(4) その他

ア 教科の内容や入学志願者の思想、信条に触れることがないよう留意する。

イ 上記アを除き、面接の実施に関する必要な事項は、高等学校長が定める。

ウ 高等学校長は、面接の実施日程等を記載した「面接等実施計画書」を令和8年1月16日（金）までに、愛知県教育委員会高等学校教育課長に提出する。

なお、様式等については、別途通知する。

4 入学者の選抜及び合格者の決定

(1) 入学者の選抜

入学者の選抜は、「調査書情報」等の出願時に登録された情報、学力検査の成績及び面接等の結果を資料として行う。

(2) 合格者の決定

合否の判定に際して、高等学校長は、外国人生徒等の事情に配慮しつつ、総合的に判断し、合格者を決定する。

5 合格発表

令和8年2月9日（月）11時30分

6 合格後の措置等

(1) 外国人生徒等選抜の合格者は、令和8年度愛知県公立高等学校入学者選抜における一般選抜及び海外帰国生徒選抜に出願することはできない。

(2) 合格を辞退する者は、辞退決定後速やかに、Web出願システムによって届け出る。

7 実施結果等の報告

推薦選抜と同じとする。（Ⅰの第8参照）

8 その他

(1) 障害等（病気及び事故による負傷を含む。）のある入学志願者に対する特別措置については、「Ⅵ 障害、病気及び事故にかかる特別措置」の「第1 障害等のある入学志願者に対する受検上の配慮」及び「第2 保健室又は病院における受検」に定めるところによる。

なお、追検査は行わない。

(2) 出願資格に違反し、又は出願時に登録された情報等に事実と反する内容があることが判明した場合には、高等学校長は、入学許可後においても、当該生徒の入学許可を取り消すことができる。

(3) 上記に掲げるもののほかは、「Ⅰ 推薦選抜」及び「Ⅱ 特色選抜」に準ずる。

第3 全日制単位制高等学校にかかる入学者選抜

愛知県立守山高等学校普通科、愛知県立日進高等学校普通科、愛知県立武豊高等学校普通科、愛知県立豊野高等学校普通科、愛知県立幸田高等学校普通科、愛知県立時習館高等学校普通科、愛知県立御津あおば高等学校普通科、愛知県立佐屋高等学校農業科及び家庭科並びに愛知県立中川青和高等学校キャリアビジネス科において、募集人員の一部を定員として、全日制単位制高等学校にかかる入学者選抜を実施する。

定員は、当該高等学校・学科の募集人員の20%程度までを上限として、高等学校長が定める。なお、定員の詳細については、別途通知する。

1 出 願

(1) 出願資格

全日制単位制選抜に出願することのできる者は、「Ⅲ 一般選抜」の「第1 出願」の「1 出願資格」に示す出願資格を有し、かつ、中学校の第2学年、第3学年のいずれかの学年又は両方のそれぞれの学年における欠席日数が年間30日程度以上の者とする。

ただし、「年間30日程度以上の欠席日数」には、生徒指導要録上は出席扱いとなっている別室登校の日数や、教育支援センター等で相談したり、指導を受けたりした日数、自宅でICT等を活用して学習活動を行った日数を含めることができる。

(2) 出願についての制限

ア 入学志願者は、「愛知県立高等学校の通学区域並びに群及びグループ分けに関する規則」の定めるところ（別記2参照）により、1校1学科に限り出願することができる。

イ 全日制単位制選抜と、推薦選抜、特色選抜、外国人生徒等選抜及び連携型選抜を併願することはできない。

(3) 入学志願者が取るべき手続き

入学志願者は、出願に当たって、Web出願システムにより、次に掲げる情報を登録する。

ア 「出願基本情報」（全ての入学志願者が登録する。）

選抜種別、本人現住所等を登録する。

イ 「志願先高等学校」（全ての入学志願者が登録する。）

志願先の高等学校及び学科を登録する。

ウ 「欠席に関する自己申告」（全ての入学志願者が登録する。）

エ 「受検配慮申請」

特色選抜と同じとする。（Ⅱの第1の3(1)ケ参照）

(4) 中学校長が取るべき手続き

中学校長は、Web出願システムにより、次に掲げる手続きを取る。

ア 入学志願者が登録した情報の承認

その際、次のことに留意する。

入学志願者が出願資格を有していることを確認するとともに、欠席等の日数を登録する。

上記(3)のエについては、中学校における当該入学志願者に対する配慮の状況及び入学者選抜において希望する配慮の内容を登録する。

なお、入学志願者が登録した情報に誤りや不備がある場合は、当該入学志願者への差戻しを行い、正しい情報を登録させる。

イ 「調査書情報」の登録

「卒業（見込）年月」、「就学中の異動・卒業後の経歴」、「学習の記録（第3学年）」、「総合的な学習の時間の記録」、「行動の記録」、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」、「出欠の記録」、「その他の特記事項」を登録する。

なお、その際の注意事項は、別記4のとおりとする。

(5) 入学検定料の納付

入学志願者は、登録した情報が中学校長によって承認された後、「Ⅱ 特色選抜」の「第1 出願」の5に定める入学検定料を納付する。

(6) 出願手続きの期間

上記(3)から(5)までを行う期間は、次のとおりとする。

令和8年1月26日（月）9時から同年2月2日（月）15時まで

(7) 高等学校長が取るべき手続き

高等学校長は、Web出願システムにより、出願登録情報の受付を行う。

なお、出願登録情報に誤りや不備がある場合は、当該入学志願者への差戻しを行う。

また、出願資格等に関する疑義がある場合は、愛知県教育委員会高等学校教育課長に問い合わせる。

(8) 「受検票」の交付

高等学校長による出願登録情報の受付後、Web出願システムにより、入学志願者に「受検票」を交付する。

入学志願者は、これを印刷し、学力検査等の当日に持参する。

(9) その他

入学検定料を納付した後に、出願した高等学校・学科を変更することはできない。

2 入学検査

(1) 入学検査の実施

ア 入学志願者全員に対し、個人面接を行う。

なお、「欠席に関する自己申告」の内容を踏まえて行うこととする。

イ アのほか、作文、基礎学力検査及びプレゼンテーションのうち、高等学校長の定めるいずれか一つを行う。上記のうちのいずれを行うかについては、別記6のとおりとする。

ウ 作文は、「検査時間が40分、文章の長さが400字以下」及び「検査時間が50分、文章の長さが600字以下」のうち、高等学校長の定めるいずれか一つを行う。

エ 基礎学力検査は、国語、数学及び外国語（英語）の基礎的な内容とする。ただし、外国語（英語）の聞き取り検査は行わない。

(2) 入学検査の実施期日

令和8年2月5日（木）

ただし、高等学校長は、学校の実情等に応じて、基礎学力検査を除き、同年2月6日（金）に入学検査を行うことができる。

(3) 入学検査場

「志願先高等学校」として登録した高等学校とする。

(4) 入学検査の実施日程

ア 基礎学力検査を行う場合の日程は、次のとおりとする。

なお、面接は、基礎学力検査の終了後に、高等学校長の定める日程に従って行う。

集 合	8時30分
検査場入場	8時50分
問 題 配 付	9時00分
「解答始め」	9時10分
「解答やめ」	9時55分

イ 作文、プレゼンテーションを行う場合は、面接を含めて、高等学校長の定める日程に従って行う。

(5) その他

ア 面接において、教科の内容や入学志願者の思想、信条に触れることがないように留意する。

イ 上記アを除き、面接、作文及びプレゼンテーションの実施に関する必要な事項は、高等学校長が定める。

ウ 高等学校長は、面接等の実施日程等を記載した「面接等実施計画書」を令和8年1月16日（金）までに、愛知県教育委員会高等学校教育課長に提出する。

なお、様式等については、別途通知する。

エ 基礎学力検査実施上の注意事項は、「Ⅱ 特色選抜」の「第3 入学検査」の5(5)に定めるところによる。

オ 受検を辞退する者は、辞退決定後速やかに、Web出願システムによって届け出る。

3 入学者の選抜及び合格者の決定

(1) 入学者の選抜

入学者の選抜は、「調査書情報」等の出願時に登録された情報及び面接等の入学検査の結果を資料として行う。

(2) 合格者の決定

可否の判定に際して、高等学校長は、受検者の事情に配慮しつつ、総合的に判断し、合格者を決定する。

4 合格発表

令和8年2月9日（月）11時30分

5 合格後の措置等

- (1) 全日制単位制選抜の合格者は、令和8年度愛知県公立高等学校入学者選抜における一般選抜及び海外帰国生徒選抜に出願することはできない。
- (2) 合格を辞退する者は、辞退決定後速やかに、Web出願システムによって届け出る。

6 実施結果等の報告

推薦選抜と同じとする。（Ⅰの第8参照）

7 その他

- (1) 障害等（病気及び事故による負傷を含む。）のある入学志願者に対する特別措置については、「Ⅵ 障害、病気及び事故にかかる特別措置」の「第1 障害等のある入学志願者に対する受検上の配慮」及び「第2 保健室又は病院における受検」に定めるところによる。
なお、追検査は行わない。
- (2) 出願資格に違反し、又は出願時に登録された情報等に事実と反する内容があることが判明した場合には、高等学校長は、入学許可後においても、当該生徒の入学許可を取り消すことができる。
- (3) 上記に掲げるもののほかは、「Ⅰ 推薦選抜」及び「Ⅱ 特色選抜」に準ずる。

第4 連携型中高一貫教育校にかかる入学者選抜

愛知県立美和高等学校普通科、愛知県立衣台高等学校普通科、愛知県立福江高等学校普通科、愛知県立新城有教館高等学校作手校舎人と自然科並びに愛知県立田口高等学校普通科及び林業科において、連携型中高一貫教育校にかかる入学者選抜を実施する。

定員は、当該高等学校・学科の募集人員の30%以上として、高等学校長が定める。なお、定員の詳細については、別途通知する。

1 出 願

(1) 出願資格

連携型選抜に出願することのできる者は、次のアからオまでのいずれかに該当する者とする。

ア 愛知県立美和高等学校普通科においては、あま市立七宝中学校、あま市立七宝北中学校、あま市立美和中学校、あま市立甚目寺中学校、あま市立甚目寺南中学校、大治町立大治中学校のいずれかに在籍し、令和8年3月に当該中学校を卒業見込みの者

イ 愛知県立衣台高等学校普通科においては、豊田市立保見中学校に在籍し、令和8年3月に当該中学校を卒業見込みの者

ウ 愛知県立福江高等学校普通科においては、田原市立福江中学校に在籍し、令和8年3月に当該中学校を卒業見込みの者

エ 愛知県立新城有教館高等学校作手校舎人と自然科においては、新城市立作手中学校に在籍し、令和8年3月に当該中学校を卒業見込みの者

オ 愛知県立田口高等学校普通科及び林業科においては、設楽町立設楽中学校、東栄町立東栄中学校、豊根村立豊根中学校のいずれかに在籍し、令和8年3月に当該中学校を卒業見込みの者

(2) 連携型選抜と、推薦選抜、特色選抜、外国人生徒等選抜及び全日制単位制選抜を併願することはできない。

(3) 入学志願者が取るべき手続き

ア 入学志願者は、出願に当たって、Web出願システムにより、次に掲げる情報を登録する。

(ア) 「出願基本情報」(全ての入学志願者が登録する。)

選抜種別、本人現住所等を登録する。

(イ) 「志願先高等学校」(全ての入学志願者が登録する。)

志願先の高等学校及び学科を登録する。

(ウ) 「志望理由」(全ての入学志願者が登録する。)

(エ) 「欠席に関する自己申告」

推薦選抜と同じとする。(Iの第1の4(1)コ参照)

(オ) 「受検配慮申請」

推薦選抜と同じとする。(Iの第1の4(1)サ参照)

イ 入学志願者は、中高連携のもとに行われる学習のまとめ（以下「学習のまとめ」という。）を志願先の高等学校長に提出する。

なお、様式は、高等学校長が定める実施要項による。

(4) 中学校長が取るべき手続き

中学校長は、We b 出願システムにより、入学志願者が登録した情報の承認を行う。
その際、次のことに留意する。

上記(3)のア(エ)については、当該入学志願者が要件を満たしていることを確認するとともに、欠席等の日数を登録する。

同(オ)については、中学校における当該入学志願者に対する配慮の状況及び入学者選抜において希望する配慮の内容を登録する。

なお、入学志願者が登録した情報に誤りや不備がある場合は、当該入学志願者への差戻しを行い、正しい情報を登録させる。

(5) 入学検定料の納付

入学志願者は、登録した情報が中学校長によって承認された後、「Ⅰ 推薦選抜」の「第1 出願」の6に定める入学検定料を納付する。

(6) 出願手続きの期間

上記(3)から(5)までを行う期間は、次のとおりとする。

令和8年1月19日（月）9時から同年1月26日（月）15時まで

(7) 高等学校長が取るべき手続き

高等学校長は、We b 出願システムにより、出願登録情報の受付を行う。

なお、出願登録情報に誤りや不備がある場合は、当該入学志願者への差戻しを行う。

(8) 「受検票」の交付

高等学校長による出願登録情報の受付後、We b 出願システムにより、入学志願者に「受検票」を交付する。

入学志願者は、これを印刷し、面接等の当日に持参する。

2 面接等

(1) 面接等の実施

入学志願者全員に対し、面接及び「学習のまとめ」の発表を行う。

(2) 面接等の実施期日

令和8年1月28日（水）

(3) 面接等の会場

「志願先高等学校」として登録した高等学校とする。

(4) その他

ア 面接及び「学習のまとめ」の発表の時間は、受検者一人当たり、合わせて15分程度とする。

イ 面接の際の質問事項は、「志望理由」及び「学習のまとめ」に関すること、本人の志望の動機、興味、関心、進路、趣味、特技などとし、教科の内容や思想、信条に触れることがないよう留意する。

ウ 上記ア及びイを除き、実施日程等、面接等の実施に関する必要な事項は、高等学校長が定める。

エ 高等学校長は、面接等の実施日程等を記載した「面接等実施計画書」を令和8年1月16日（金）までに、愛知県教育委員会高等学校教育課長に提出する。

なお、様式等については、別途通知する。

オ 受検を辞退する者は、辞退決定後速やかに、Web出願システムによって届け出る。

3 入学者の選抜及び合格者の決定

(1) 入学者の選抜

入学者の選抜は、出願時に登録された情報、「学習のまとめ」の内容及び面接等の結果を資料として行う。

(2) 合格者の決定

可否の判定に際して、高等学校長は、連携型中高一貫教育の趣旨を踏まえて総合的に判断し、合格者を決定する。

4 合格発表

令和8年1月30日（金）10時

5 合格後の措置等

(1) 連携型選抜の合格者は、令和8年度愛知県公立高等学校入学選抜における推薦選抜、特色選抜、一般選抜、海外帰国生徒選抜、外国人生徒等選抜及び全日制単位制選抜に出願することはできない。

(2) 合格を辞退する者は、辞退決定後速やかに、Web出願システムによって届け出る。

6 実施結果等の報告

推薦選抜と同じとする。（Ⅰの第8参照）

7 その他

(1) 障害等（病気及び事故による負傷を含む。）のある入学志願者に対する特別措置については、「Ⅵ 障害、病気及び事故にかかる特別措置」の「第1 障害等のある入学志願者に対する受検上の配慮」及び「第2 保健室又は病院における受検」に定めるところによる。

なお、追検査は行わない。

(2) 上記に掲げるもののほかは、「Ⅰ 推薦選抜」に準ずる。

V 第 2 次 選 抜

「Ⅲ 一般選抜」の「第 6 入学者の選抜及び合格者の決定」に定める合格者の決定の結果、合格者が募集人員に満たない高等学校・学科において、第 2 次選抜を実施する。

なお、第 2 次選抜を実施する高等学校・学科及び第 2 次選抜募集人員の発表は、令和 8 年 3 月 10 日（火）に行う。

第 1 出 願

1 出願資格

令和 8 年度入学者選抜において、愛知県内の国公立のいずれかの高等学校を受検し、いずれの高等学校にも合格しなかった者

2 出願についての制限

入学志願者は、「愛知県立高等学校の通学区域並びに群及びグループに関する規則」及び「名古屋市立高等学校の通学区域並びに群及びグループに関する規則」の定めるところ（別記 2 参照）により、群及びグループにかかわらず、学区内の高等学校のうち、1 校 1 学科に限り出願することができる。

3 出願手続き

出願に当たっては、「Ⅲ 一般選抜」の「第 1 出願」の「3 入学志願者が取るべき手続き」、「4 中学校長が取るべき手続き」及び「5 入学検定料の納付」に準じて手続きを行う。

4 出願手続きの期間

上記 3 を行う期間は、次のとおりとする。

令和 8 年 3 月 10 日（火）12 時から同年 3 月 12 日（木）15 時まで

5 「受検票」の交付

「Ⅲ 一般選抜」の「第 1 出願」の「7 高等学校長が取るべき手続き」に準じて高等学校長が出願登録情報の受付を行った後、Web 出願システムにより、入学志願者に「受検票」を交付する。

入学志願者は、これを印刷し、入学検査の当日に持参する。

6 志願変更

(1) 入学志願者は、1 回に限り志願変更することができる。ただし、普通科間の志願変更においては、同一学区内に限り認める。

(2) 志願変更に当たっては、「Ⅲ 一般選抜」の「第1 出願」の「9 志願変更」に準じて手続きを行う。

(3) 上記(2)を行う日時は、次のとおりとする。

令和8年3月13日（金）9時から15時まで

第2 入学検査

1 入学検査の実施及び出題教科等

(1) 入学志願者全員に対し、作文、学力検査Ⅰ、学力検査Ⅱ及び面接を行う。

(2) 作文は、文章の長さが200字以上、400字以下とする。

(3) 学力検査Ⅰは、国語、数学及び外国語（英語）の基礎的な内容とする。ただし、外国語（英語）の聞き取り検査は行わない。また、学力検査Ⅱは、社会及び理科の基礎的な内容とする。

(4) デザイン科（名古屋市立工芸高等学校のみ）、スポーツ科学科、音楽科及び美術科への入学を志願する者に対しては、上記のほかに特別検査を行う。

2 入学検査の実施期日

令和8年3月17日（火）

3 入学検査場

出願先の高等学校とする。

4 入学検査の実施日程

入学検査の実施日程は、次のとおりとする。

なお、面接、特別検査（デザイン科、スポーツ科学科、音楽科及び美術科のみ）は、作文の終了後に、高等学校長の定める日程に従って行う。

集 合 8時30分

検査場入場 8時50分

第1時限	学力検査Ⅰ	第3時限	作文
問題配付	9時00分	問題配付	11時10分
「解答始め」	9時10分	「解答始め」	11時15分
「解答やめ」	9時55分	「解答やめ」	11時55分

第2時限	学力検査Ⅱ
問題配付	10時15分
「解答始め」	10時20分
「解答やめ」	10時50分

第3 入学者の選抜及び合格者の決定

- 1 入学者の選抜は、次の資料により行う。その際、次の(1)から(5)までのうち、特に(1)の「調査書情報」を十分に尊重する。

- (1) 「調査書情報」
- (2) 作文の結果
- (3) 学力検査Ⅰ及び学力検査Ⅱの成績
- (4) 面接等の結果
- (5) その他の資料

なお、作文の配点は20点、学力検査Ⅰの配点は30点、学力検査Ⅱの配点は20点とする。

- 2 合否の判定に際して、高等学校長は、総合的に判断し、合格者を決定する。

第4 合格発表

令和8年3月18日（水）10時

第5 実施結果等の報告

高等学校長は、令和8年3月31日（火）までに、実施結果等を愛知県教育委員会高等学校教育課長に報告する。

なお、様式等については、別途通知する。

第6 その他

- 1 障害等（病気及び事故による負傷を含む。）のある入学志願者に対する特別措置については、「Ⅵ 障害、病気及び事故にかかる特別措置」の「第1 障害等のある入学志願者に対する受検上の配慮」及び「第2 保健室又は病院における受検」に定めるところによる。ただし、特別検査における病院受検は認めない。

なお、追検査は行わない。

- 2 上記に掲げるもののほかは、「Ⅲ 一般選抜」に準ずる。

VI 障害、病気及び事故にかかる特別措置

第1 障害等のある入学志願者に対する受検上の配慮

高等学校長は、障害等（病気及び事故による負傷を含む。）のある入学志願者について、Web出願システムによって登録された「受検配慮申請」等に基づき、愛知県教育委員会高等学校教育課長と協議のうえ、学力検査及び面接等において、受検上の配慮をすることができる。

受検上の配慮が必要な入学志願者は、やむを得ない場合を除き、出願締切日までに、Web出願システムにより、「受検配慮申請」の登録を行うとともに、中学校長の承認を受ける。

第2 保健室又は病院における受検

高等学校長は、入学志願者が病気及び事故による負傷のため、学力検査及び面接当日に指定された場所で受検できない場合には、特別検査を除き、保健室又は病院において受検させることができる。

ただし、病院において受検させる場合は、原則として医師の診断により保健室において受検ができないと認められ、かつ、受検の場所として病院内で個室が確保される場合に限る。また、実施方法等について愛知県教育委員会高等学校教育課長と協議する。

病院における受検を希望する入学志願者は、やむを得ない場合を除き、出願締切日までに、Web出願システムにより、「受検配慮申請」及び診断書の画像データの登録を行うとともに、中学校長の承認を受ける。

第3 追検査

高等学校長は、入学志願者が急病及び交通事故等やむを得ない理由により、一般選抜の学力検査当日に受検できなくなったと認めた場合には、追検査を受検させることができる。ただし、受検中の急病等による場合は、既に受検した教科及び受検中の教科を除く。また、高等学校長が上記の理由により遅刻したと認めた場合については、後掲7に示すとおりとする。

追検査については、次のとおりとする。

1 実施期日

令和8年3月3日（火）

2 検査場

第1 志望の高等学校とする。ただし、保健室又は病院において受検させる場合については、第2に示すとおりとする。

3 出題教科等及び実施日程

「Ⅲ 一般選抜」の「第3 学力検査」の「2 学力検査の出題教科等」及び「5 学力検査の実施日程」に示すとおりとする。

4 追検査の手続き

- (1) 追検査を希望する者は、Web出願システムにより、「追検査受検申請」及び診断書等の追検査を受ける理由を証明する書類の画像データの登録を行う。
- (2) 中学校長は、Web出願システムにより、追検査希望者が登録した情報等の確認及び承認を行う。
- (3) 上記(1)及び(2)は、次の日時までに行う。

令和8年2月25日（水）17時

- (4) 高等学校長は、Web出願システムにより、「追検査受検申請」等の受付を行う。

5 面接及び特別検査（実施する高等学校のみ）

追検査受検者の面接及び特別検査の実施期日は、原則として次のとおりとする。

Aグループ 令和8年2月26日（木）

Bグループ 令和8年2月27日（金）

上記のほかは、「Ⅲ 一般選抜」の「第4 面接」及び「第5 特別検査」に示すとおりとする。

6 追検査受検者の取り扱い

追検査の成績を含め、全ての点について、一般の受検者と同等に取り扱う。

7 一般選抜の学力検査当日に急病及び交通事故等やむを得ない理由によって遅刻したと高等学校長が認めた場合

- (1) 第1時限の検査開始時刻から20分以内の遅刻者については、第1時限のみ一般の受検者とは別の検査場で、遅れた時間だけ終了時刻を遅らせて受検させる。
- (2) 上記(1)以外の遅刻者については、第2時限以降は検査開始時刻に間に合った教科のみ受検させ、受検できなかった教科は追検査を受検させる。

8 追検査について疑問がある場合は、愛知県教育委員会高等学校教育課長に問い合わせる。

Ⅶ そ の 他

第1 県外からの出願

1 出願についての制限

県外からの入学志願者は、自己の居住する都道府県の公立高等学校と本県の公立高等学校全日制課程に、併せて出願することはできない。

2 出願前の手続き

県外からの入学志願者は、出願手続きを行う前に、愛知県教育委員会高等学校教育課に問い合わせて、出願手続き等に関する指示を受ける。

第2 衛生看護科への出願

愛知県立桃陵高等学校衛生看護科及び愛知県立宝陵高等学校衛生看護科への出願に当たっては、全日制課程3年及びそれぞれの高等学校の専攻科2年において一貫した看護教育を行い、看護師を養成する学科であることに留意すること。

なお、専攻科の入学者選抜は実施しない。

定 時 制 課 程

各高等学校の学科ごとの募集人員は、別途通知する。

第1 出 願

1 出願資格

各高等学校・学科に出願することのできる者は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当し、かつ、(4)に該当する者とする。

- (1) 中学校卒業者
- (2) 中学校卒業見込者
- (3) 学校教育法施行規則第95条各号（別記1参照）のいずれかに該当する者

ただし、同条第1号又は第2号に該当する者については、令和8年3月に修了する見込みの者を含む。

- (4) 原則として県内に住所又は勤務地を有する者

2 出願についての制限

- (1) 入学志願者は、1校1学科に限り出願することができる。
- (2) 全日制課程の推薦選抜、特色選抜、一般選抜、海外帰国生徒選抜、外国人生徒等選抜、全日制単位制選抜及び連携型選抜と併願することはできない。
- (3) 愛知県立佐屋高等学校、愛知県立武豊高等学校、愛知県立豊野高等学校及び愛知県立御津あおば高等学校（以下「フレキシブルハイスクール」という。）の通信制課程と併願することはできない。

3 入学志願者が取るべき手続き

- (1) 入学志願者は、出願に当たって、Web出願システムにより、次に掲げる情報を登録する。

ア 「出願基本情報」（全ての入学志願者が登録する。）

選抜種別、本人現住所等を登録する。

ただし、次の(ア)、(イ)のいずれかに該当する者は、次の書類の画像データについても登録する。

- (ア) 学校教育法施行規則第95条第1号（別記1参照）に該当する者（海外現地校等出身者）

・ 外国における最終学校（現地校等）の成績証明書又はこれに代わるもの

- (イ) 学校教育法施行規則第95条第4号（別記1参照）に該当する者（中学校卒業程度認定試験合格者）

・ 文部科学省が発行する認定証明書及び調査書

なお、上記(ア)及び(イ)に該当する者は、出願締切日までに、愛知県教育委員会高等学校教育課長の指示する手続きを取ることに。

イ 「志願先高等学校」（全ての入学志願者が登録する。）

志願先の高等学校及び学科を登録する。

ウ 「県外からの出願申請」

本人の現住所が県外（海外を含む。）であり、県内への一家転住等を理由として出願する場合のみ登録する。（第9参照）

エ 「欠席に関する自己申告」

中学校の第2学年、第3学年のいずれかの学年又は両方のそれぞれの学年における欠席日数が年間30日程度以上の入学志願者のうち、希望する者が登録する。

ただし、「年間30日程度以上の欠席日数」には、生徒指導要録上は出席扱いとなっている別室登校の日数や、教育支援センター等で相談したり、指導を受けたりした日数、自宅でICT等を活用して学習活動を行った日数を含めることができる。

オ 「受検配慮申請」

障害等（病気及び事故による負傷を含む。）により、入学検査等における配慮が必要な者のみ登録する。（第10参照）

また、当該入学志願者のうち、希望する者は、中学校生活の状況、志望の動機、高校生活への抱負などについての自己申告を登録することができる。

カ 「長期欠席者等選抜申請」

長期欠席者等にかかる選抜方法の適用を希望する者のみ登録する。（第3の1(1)及び第4の2(4)参照）

この選抜方法の適用を申請することのできる者は、次の(ア)、(イ)のいずれかに該当し、かつ、(ウ)に該当する者とする。

(ア) 中学校卒業者

(イ) 中学校卒業見込者

(ウ) やむを得ない事情により、中学校の第3学年における欠席等の日数が出席しなければならない日数の半分以上である者

ただし、「第3学年における欠席等の日数」には、生徒指導要録上は出席扱いとなっている別室登校の日数や、教育支援センター等で相談したり、指導を受けたりした日数、自宅でICT等を活用して学習活動を行った日数を含めることとする。

なお、この選抜方法の適用を申請する者は、上記エの「欠席に関する自己申告」については、重ねて登録する必要はない。

キ 「外国人生徒等受検配慮申請」

外国人生徒等にかかる受検上の配慮を希望する者のみ登録する。（第3の5参照）

この配慮を申請することのできる者は、次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当する者とする。

(ア) 外国籍を有する者、又は保護者が外国籍を有するなど特別な事情があると認められる者

(イ) 小学校第4学年以上の学年に編入学した者、若しくは第3学年以下の学年に編入学し、特別な事情があると認められる者、又は入国後の在日期間が6年以内の者

(2) 学校教育法施行規則第95条第3号及び第5号（別記1参照）に該当する入学志願者は、出願締切日までに、愛知県教育委員会高等学校教育課長の指示する手続きを取る。

4 中学校長が取るべき手続き

中学校長は、Web出願システムにより、次に掲げる手続きを取る。

(1) 入学志願者が登録した情報の承認

その際、次のことに留意する。

上記3の(1)のエ、カについては、当該入学志願者が要件を満たしていることを確認するとともに、欠席等の日数を登録する。

同オについては、中学校における当該入学志願者に対する配慮の状況及び入学者選抜において希望する配慮の内容を登録する。

同キについては、当該入学志願者が申請の要件を満たしていることを確認する。

なお、入学志願者が登録した情報に誤りや不備がある場合は、当該入学志願者への差戻しを行い、正しい情報を登録させる。

(2) 「調査書情報」の登録

「卒業（見込）年月」、「就学中の異動・卒業後の経歴」、「学習の記録（第3学年）」、「総合的な学習の時間の記録」、「行動の記録」、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」、「出欠の記録」、「その他の特記事項」を登録する。

なお、その際の注意事項は、別記4のとおりとする。

5 入学検定料の納付

(1) 入学志願者は、登録した情報が中学校長によって承認された後、Web出願システムで次のアからウまでのいずれかの方法を選択し、950円を納付する。

ア クレジットカード決済

イ Pay-easy（ペイジー）決済

ウ コンビニ決済

(2) 納付された入学検定料は、還付しない。

6 出願手続きの期間

上記3から5までを行う期間は、次のとおりとする。

令和8年1月29日（木）9時から同年2月5日（木）15時まで

7 高等学校長が取るべき手続き

高等学校長は、Web出願システムにより、出願登録情報の受付を行う。

なお、出願登録情報に誤りや不備がある場合は、当該入学志願者への差戻しを行う。

また、学校教育法施行規則第95条各号（別記1参照）のいずれかに該当する者について、出願資格等に関する疑義がある場合は、愛知県教育委員会高等学校教育課長に問い合わせる。

8 「受検票」の交付

高等学校長による出願登録情報の受付後、Web出願システムにより、入学志願者に「受検票」を交付する。

入学志願者は、これを印刷し、入学検査の当日に持参する。

9 志願変更

(1) 入学志願者は、定時制課程において1回に限り志願変更することができる。

(2) 志願変更希望者が取るべき手続き

志願変更希望者は、志願変更にあたって、Web出願システムにより、次に掲げる情報を登録する。

ア 「志願変更情報」

志願変更先の高等学校及び学科を登録する。

イ 「欠席に関する自己申告」

上記3の(1)エと同じとする。

ウ 「受検配慮申請」

上記3の(1)オと同じとする。

エ 「長期欠席者等選抜申請」

上記3の(1)カと同じとする。

オ 「外国人生徒等受検配慮申請」

上記3の(1)キと同じとする。

なお、志願変更にあたって、入学検定料を改めて納付する必要はない。

(3) 中学校長が取るべき手続き

中学校長は、Web出願システムにより、志願変更希望者が登録した「志願変更情報」等の承認を行う。

その際、次のことに留意する。

上記(2)のイ、エについては、当該志願変更希望者が要件を満たしていることを確認するとともに、欠席等の日数を登録する。

同ウについては、中学校における当該志願変更希望者に対する配慮の状況及び入学者選抜において希望する配慮の内容を登録する。

同オについては、当該志願変更希望者が申請の要件を満たしていることを確認する。

なお、志願変更希望者が登録した情報に誤りや不備がある場合は、当該志願変更希望者への差戻しを行い、正しい情報を登録させる。

- (4) 上記(2)、(3)を行う日時は、次のとおりとする。

令和8年2月6日(金) 9時から15時まで

- (5) 高等学校長が取るべき手続き

志願変更先の高等学校長は、Web出願システムにより、志願変更希望者が登録し、中学校長が承認した「志願変更情報」等の受付を行う。

- (6) 「受検票」の交付

志願変更先の高等学校長による「志願変更情報」等の受付後、Web出願システムにより、志願変更者に「受検票」を新たに交付する。

志願変更者は、新たに交付された「受検票」を印刷し、入学検査の当日に持参する。

なお、志願変更先の高等学校にあっては、志願変更者の受検番号は、既に交付した「受検票」の最後の番号に続けること。

第2 調査書情報

全日制課程と同じとする。(全日制課程 I の第2 及びⅡの第2 参照)

第3 入学検査

1 入学検査の実施

- (1) 入学志願者全員に対し、面接を行う。

ただし、長期欠席者等にかかる選抜方法の適用者に対しては、個人面接を行う。

- (2) 高等学校長は、合否判定のための十分な資料を得るため、愛知県教育委員会に届け出て、作文及び基礎学力検査又はそのいずれかを行うことができる。

- (3) 作文は、文章の長さが200字以上、400字以下とする。

- (4) 基礎学力検査は、国語、数学及び外国語(英語)の基礎的な内容とする。

- (5) 高等学校・学科ごとの作文、基礎学力検査の実施の有無は、別記10のとおりとする。

2 入学検査の実施期日

令和8年2月13日(金)

3 入学検査場

出願先の高等学校とする。

4 入学検査の実施日程

- (1) 面接のみを行う場合の日程は、高等学校長が定める。

また、高等学校長は、面接の実施日程等について、入学志願者にあらかじめ指示する。

(2) 作文及び基礎学力検査又はそのいずれかを行う場合の日程は、次のとおりとする。

なお、面接は、作文等の終了後に、高等学校長の定める日程に従って行う。

集 合 8時30分

検査場入場 8時50分

ア 作文のみを行う場合

第1時限 作 文

問 題 配 付 9時00分

「解答始め」 9時10分

「解答やめ」 9時50分

イ 基礎学力検査のみを実施する場合

第1時限 基礎学力検査

問 題 配 付 9時00分

「解答始め」 9時10分

「解答やめ」 9時55分

ウ 作文及び基礎学力検査を行う場合

第1時限 基礎学力検査

問 題 配 付 9時00分

「解答始め」 9時10分

「解答やめ」 9時55分

第2時限 作 文

問 題 配 付 10時15分

「解答始め」 10時20分

「解答やめ」 11時00分

5 外国人生徒等にかかる受検上の配慮

外国人生徒等にかかる受検上の配慮を申請した入学志願者に対しては、次の措置を取る。

(1) 面接については、外国人生徒等の事情に配慮しつつ、個人面接を行う。

(2) 基礎学力検査については、漢字にルビを付した問題によって行う。

6 上記に掲げるもののほかは、全日制課程における「Ⅲ 一般選抜」の「第3 学力検査」及び「第4 面接」に準じて行う。

第4 入学者の選抜及び合格者の決定

1 入学者選抜委員会

全日制課程に準じ、学校の実情に応じた人数の者を委員とする。（全日制課程 I の第5の1参照）

2 入学者の選抜及び合格者の決定

(1) 入学者の選抜は、各高等学校の入学者選抜委員会が行い、合格者の決定は、高等学校長が行う。

(2) 入学者の選抜は、次の資料により行う。その際、次のアからオまでのうち、特にアの「調査書情報」を十分に尊重する。

ア 「調査書情報」

イ 面接等の結果

ウ 作文の結果（作文を行う高等学校のみ）

エ 基礎学力検査の成績（実施する高等学校のみ）

オ 自己申告の内容（登録した者のみ、第1の3(1)エ及びオ参照）

なお、配点については、作文は20点とし、基礎学力検査は30点とする。

(3) 合否の判定に際して、高等学校長は、総合的に判断し、合格者を決定する。

ただし、高等学校長は、入学志願者が急病及び交通事故等やむを得ない理由により遅刻したと認めた場合は、「調査書情報」及び受検した入学検査の結果を資料として、当該入学志願者の合否の判定ができる。

(4) 長期欠席者等にかかる選抜方法の適用者の取り扱い

全日制課程に準ずる。（全日制課程 Ⅲの第6の3(3)参照）

第5 合格発表

令和8年2月18日（水）10時

第6 合格後の措置等

1 合格者は、令和8年度愛知県公立高等学校入学者選抜における愛知県立旭陵高等学校及び愛知県立刈谷東高等学校の通信制課程後期選抜に出願することはできない。

2 合格を辞退する者は、辞退決定後速やかに、Web出願システムによって届け出る。

第7 実施結果等の報告

高等学校長は、令和8年2月27日（金）までに、実施結果等を愛知県教育委員会高等学校教育課長に報告する。

なお、様式等については、別途通知する。

第8 第2次選抜

「第4 入学者の選抜及び合格者の決定」に定める合格者の決定の結果、合格者が募集人員に満たない高等学校・学科において、第2次選抜を実施する。

なお、第2次選抜を実施する高等学校・学科及び第2次選抜募集人員の発表は、令和8年2月18日（水）に行う。

1 出 願

(1) 出願資格

令和8年度入学者選抜において、愛知県内の国公私立のいずれかの高等学校を受検し、いずれの高等学校にも合格しなかった者、又は愛知県内の国公私立のいずれの高等学校も受検していない者

(2) 出願についての制限

ア 入学志願者は、1校1学科に限り出願することができる。

イ 全日制課程の第2次選抜と併願することはできない。

ウ フレキシブルハイスクールの通信制課程の第2次選抜と併願することはできない。

(3) 出願手続き

出願に当たっては、「第1 出願」の「3 入学志願者が取るべき手続き」、「4 中学校長が取るべき手続き」及び「5 入学検定料の納付」に準じて手続きを行う。

(4) 出願手続きの期間

上記(3)を行う期間は、次のとおりとする。

令和8年3月5日(木) 9時から同年3月12日(木) 15時まで

(5) 「受検票」の交付

「第1 出願」の「7 高等学校長が取るべき手続き」に準じて高等学校長が出願登録情報の受付を行った後、Web出願システムにより、入学志願者に「受検票」を交付する。

入学志願者は、これを印刷し、入学検査の当日に持参する。

(6) 志願変更

ア 入学志願者は、定時制課程において1回に限り志願変更することができる。

イ 志願変更に当たっては、「第1 出願」の「9 志願変更」に準じて手続きを行う。

ウ 上記イを行う日時は、次のとおりとする。

令和8年3月13日(金) 9時から15時まで

2 入学検査

(1) 入学検査の実施

「第3 入学検査」の「1 入学検査の実施」に準じて行う。

(2) 入学検査の実施期日

令和8年3月17日(火)

(3) 入学検査場

出願先の高等学校とする。

(4) 入学検査の実施日程

「第3 入学検査」の「4 入学検査の実施日程」に準じて行う。

3 入学者の選抜及び合格者の決定

「第4 入学者の選抜及び合格者の決定」に準じて行う。

4 合格発表

令和8年3月18日（水）10時

5 実施結果等の報告

高等学校長は、令和8年3月31日（火）までに、実施結果等を愛知県教育委員会高等学校教育課長に報告する。

なお、様式等については、別途通知する。

第9 県外からの出願

1 出願についての制限

県外からの入学志願者は、自己の居住する都道府県の公立高等学校と本県の公立高等学校定時制課程に、併せて出願することはできない。

2 出願前の手続き

県外からの入学志願者は、出願手続きを行う前に、愛知県教育委員会高等学校教育課に問い合わせて、出願手続き等に関する指示を受ける。

第10 その他

障害等（病気及び事故による負傷を含む。）のある入学志願者に対する特別措置については、全日制課程における「Ⅵ 障害、病気及び事故にかかる特別措置」の「第1 障害等のある入学志願者に対する受検上の配慮」及び「第2 保健室又は病院における受検」に準じて行う。

なお、追検査は行わない。

通 信 制 課 程

各高等学校・学科の募集人員は、別途通知する。

第1 愛知県立旭陵高等学校及び愛知県立刈谷東高等学校

前期選抜及び後期選抜の2回に分けて入学者選抜を実施する。

1 出 願

(1) 出願資格

各高等学校・学科に出願することのできる者は、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、エ又はオのいずれかに該当する者とする。

ア 中学校卒業者

イ 中学校卒業見込者

ウ 学校教育法施行規則第95条各号（別記1参照）のいずれかに該当する者

ただし、同条第1号又は第2号に該当する者については、令和8年3月に修了する見込みの者を含む。

エ 原則として県内に住所又は勤務地を有する者

オ 特別の事由により本県の通信教育を受けることが適当であると認められた者

(2) 出願についての制限

ア 入学志願者は、前期選抜、後期選抜のそれぞれについて、1校1学科に限り出願することができる。

イ 前期選抜は、全日制課程の推薦選抜、特色選抜、外国人生徒等選抜、全日制単位制選抜及び連携型選抜並びに定時制課程と併願することはできない。

ウ 後期選抜は、全日制課程の第2次選抜、定時制課程の第2次選抜及びフレキシブルハイスクールの通信制課程の第2次選抜と併願することはできない。

(3) 入学志願者が取るべき手続き

ア 入学志願者は、出願に当たって、前期選抜、後期選抜のそれぞれについて、Web出願システムにより、次に掲げる情報を登録する。

(ア) 「出願基本情報」（全ての入学志願者が登録する。）

選抜種別、本人現住所等を登録する。

ただし、次のa、bのいずれかに該当する者は、次の書類の画像データについても登録する。

a 学校教育法施行規則第95条第1号（別記1参照）に該当する者（海外現地校等出身者）

・ 外国における最終学校（現地校等）の成績証明書又はこれに代わるもの

b 学校教育法施行規則第95条第4号（別記1参照）に該当する者（中学校卒業程度認定試験合格者）

・ 文部科学省が発行する認定証明書及び調査書

なお、上記a及びbに該当する者は、出願締切日までに、愛知県教育委員会高等学校教育課長の指示する手続きを取ること。

(イ) 「志願先高等学校」（全ての入学志願者が登録する。）

志願先の高等学校及び学科を登録する。

(ウ) 「県外からの出願申請」

本人の現住所が県外（海外を含む。）であり、県内への一家転住等を理由として出願する場合のみ登録する。（定時制課程 第9の2参照）

(エ) 「欠席に関する自己申告」

中学校の第2学年、第3学年のいずれかの学年又は両方のそれぞれの学年における欠席日数が年間30日程度以上の入学志願者のうち、希望する者が登録する。

ただし、「年間30日程度以上の欠席日数」には、生徒指導要録上は出席扱いとなっている別室登校の日数や、教育支援センター等で相談したり、指導を受けたりした日数、自宅でICT等を活用して学習活動を行った日数を含めることができる。

(オ) 「受検配慮申請」

障害等（病気及び事故による負傷を含む。）により、面接、作文等における配慮が必要な者のみ登録する。（面接、作文を行う場合のみ、第3参照）

また、当該入学志願者のうち、希望する者は、中学校生活の状況、志望の動機、高校生活への抱負などについての自己申告を登録することができる。

(カ) 「長期欠席者等選抜申請」

長期欠席者等にかかる選抜方法の適用を希望する者のみ登録する。（後掲3(2)ウ参照、面接を行う場合のみ、定時制課程 第3の1(1)参照）

この選抜方法の適用を申請することのできる者は、次のa、bのいずれかに該当し、かつ、cに該当する者とする。

a 中学校卒業生

b 中学校卒業見込者

c やむを得ない事情により、中学校の第3学年における欠席等の日数が出席しなければならない日数の半分以上である者

ただし、「第3学年における欠席等の日数」には、生徒指導要録上は出席扱いとなっている別室登校の日数や、教育支援センター等で相談したり、指導を受けたりした日数、自宅でICT等を活用して学習活動を行った日数を含めることとする。

なお、この選抜方法の適用を申請する者は、上記(エ)の「欠席に関する自己申告」については、重ねて登録する必要はない。

(キ) 「外国人生徒等受検配慮申請」

外国人生徒等にかかる受検上の配慮を希望する者のみ登録する。(定時制課程第3の5参照。面接を行う場合のみ、後掲3(2)ウ参照)

この配慮を申請することのできる者は、次のa及びbのいずれにも該当する者とする。

a 外国籍を有する者、又は保護者が外国籍を有するなど特別な事情があると認められる者

b 小学校第4学年以上の学年に編入学した者、若しくは第3学年以下の学年に編入学し、特別な事情があると認められる者、又は入国後の在日期间が6年以内の者

イ 学校教育法施行規則第95条第3号及び第5号(別記1参照)に該当する入学志願者は、出願締切日までに、愛知県教育委員会高等学校教育課長の指示する手続きを取る。

(4) 中学校長が取るべき手続き

中学校長は、Web出願システムにより、次に掲げる手続きを取る。

ア 入学志願者が登録した情報の承認

その際、次のことに留意する。

上記(3)のアの(エ)、(カ)については、当該入学志願者が要件を満たしていることを確認するとともに、欠席等の日数を登録する。

同(オ)については、中学校における当該入学志願者に対する配慮の状況及び入学者選抜において希望する配慮の内容を登録する。

同(キ)については、当該入学志願者が申請の要件を満たしていることを確認する。

なお、入学志願者が登録した情報に誤りや不備がある場合は、当該入学志願者への差戻しを行い、正しい情報を登録させる。

イ 「調査書情報」の登録

「卒業(見込)年月」、「就学中の異動・卒業後の経歴」、「学習の記録(第3学年)」、「総合的な学習の時間の記録」、「行動の記録」、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」、「出欠の記録」、「その他の特記事項」を登録する。

なお、その際の注意事項は、別記4のとおりとする。

(5) 入学検定料

納付を必要としない。

(6) 出願手続きの期間

上記(3)及び(4)を行う期間は、次のとおりとする。

ア 前期選抜

令和8年1月13日(火)9時から同年1月20日(火)15時まで

イ 後期選抜

令和8年3月11日（水）9時から同年3月18日（水）15時まで

(7) 高等学校長が取るべき手続き

高等学校長は、Web出願システムにより、出願登録情報の受付を行う。

なお、出願登録情報に誤りや不備がある場合は、当該入学志願者への差戻しを行う。

また、学校教育法施行規則第95条各号（別記1参照）のいずれかに該当する者について、出願資格等に関する疑義がある場合は、愛知県教育委員会高等学校教育課長に問い合わせる。

(8) 「受検票」の交付

高等学校長による出願登録情報の受付後、Web出願システムにより、入学志願者に「受検票」を交付する。

入学志願者は、これを印刷し、面接、作文の当日に持参する。（面接、作文を行う場合のみ）

2 調査書情報

全日制課程と同じとする。（全日制課程 I の第2及びⅡの第2参照）

3 入学者の選抜及び合格者の決定

(1) 入学者選抜委員会

全日制課程に準じ、学校の実情に応じた人数の者を委員とする。（全日制課程 I の第5の1参照）

(2) 入学者の選抜及び合格者の決定

ア 入学者の選抜は、前期選抜、後期選抜のそれぞれにおいて、各高等学校の入学者選抜委員会が「調査書情報」、自己申告の内容（登録した者のみ、1の(3)ア(エ)及び(オ)参照）等の審査により行い、合格者の決定は、高等学校長が行う。

イ 高等学校長は、合否判定のための十分な資料を得るため、愛知県教育委員会に届けて、前期選抜、後期選抜のそれぞれにおいて、面接及び作文又はそのいずれかを行うことができる。

高等学校ごとの実施の有無は、別記11のとおりとする。

また、実施する場合の期日は、次のとおりとする。

(ア) 前期選抜

令和8年1月25日（日）

(イ) 後期選抜

令和8年3月23日（月）

なお、面接及び作文又はそのいずれかを行う場合は、面接、作文に関する必要事項について、入学志願者にあらかじめ指示する。

- ウ 長期欠席者等にかかる選抜方法の適用者の取り扱い
 全日制課程に準ずる。（全日制課程 Ⅲの第6の3(3)参照）

4 合格発表

(1) 前期選抜

令和8年1月28日（水）10時

(2) 後期選抜

令和8年3月24日（火）12時

5 合格後の措置等

前期選抜の合格者は、令和8年度愛知県公立高等学校入学者選抜における全日制課程の推薦選抜、特色選抜、一般選抜、海外帰国生徒選抜、外国人生徒等選抜及び全日制単位制選抜に出願することはできない。

また、定時制課程並びに愛知県立旭陵高等学校及び愛知県立刈谷東高等学校の通信制課程後期選抜に出願することはできない。

ただし、フレキシブルハイスクールの通信制課程については、出願することができる。

6 実施結果等の報告

高等学校長は、令和8年3月31日（火）までに、実施結果等を愛知県教育委員会高等学校教育課長に報告する。

なお、様式等については、別途通知する。

第2 愛知県立佐屋高等学校、愛知県立武豊高等学校、愛知県立豊野高等学校及び愛知県立御津おおば高等学校（フレキシブルハイスクール）

1 出 願

(1) 出願資格

各高等学校・学科に出願することのできる者は、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、エ又はオのいずれかに該当する者とする。

ア 中学校卒業者

イ 中学校卒業見込者

ウ 学校教育法施行規則第95条各号（別記1参照）のいずれかに該当する者

ただし、同条第1号又は第2号に該当する者については、令和8年3月に修了する見込みの者を含む。

エ 原則として県内に住所又は勤務地を有する者

オ 特別の事由により本県の通信教育を受けることが適当であると認められた者

(2) 出願についての制限

ア 入学志願者は、1校1学科に限り出願することができる。

イ 全日制課程の推薦選抜、特色選抜、一般選抜、海外帰国生徒選抜、外国人生徒等選抜、全日制単位制選抜及び連携型選抜並びに定時制課程と併願することはできない。

(3) 入学志願者が取るべき手続き

ア 入学志願者は、出願に当たって、Web出願システムにより、次に掲げる情報を登録する。

(ア) 「出願基本情報」(全ての入学志願者が登録する。)

選抜種別、本人現住所等を登録する。

ただし、次のa、bのいずれかに該当する者は、次の書類の画像データについても登録する。

a 学校教育法施行規則第95条第1号(別記1参照)に該当する者(海外現地校等出身者)

・ 外国における最終学校(現地校等)の成績証明書又はこれに代わるもの

b 学校教育法施行規則第95条第4号(別記1参照)に該当する者(中学校卒業程度認定試験合格者)

・ 文部科学省が発行する認定証明書及び調査書

なお、上記a及びbに該当する者は、出願締切日までに、愛知県教育委員会高等学校教育課長の指示する手続きを取ること。

(イ) 「志願先高等学校」(全ての入学志願者が登録する。)

志願先の高等学校及び学科を登録する。

(ウ) 「県外からの出願申請」

本人の現住所が県外(海外を含む。)であり、県内への一家転住等を理由として出願する場合のみ登録する。(定時制課程 第9の2参照)

(エ) 「欠席に関する自己申告」

中学校の第2学年、第3学年のいずれかの学年又は両方のそれぞれの学年における欠席日数が年間30日程度以上の入学志願者のうち、希望する者が登録する。

ただし、「年間30日程度以上の欠席日数」には、生徒指導要録上は出席扱いとなっている別室登校の日数や、教育支援センター等で相談したり、指導を受けたりした日数、自宅でICT等を活用して学習活動を行った日数を含めることができる。

(オ) 「受検配慮申請」

障害等(病気及び事故による負傷を含む。)により、面接、作文、基礎学力検査等における配慮が必要な者のみ登録する。(面接、作文、基礎学力検査を行う場合のみ、第3参照)

また、当該入学志願者のうち、希望する者は、中学校生活の状況、志望の動機、高校生活への抱負などについての自己申告を登録することができる。

(カ) 「長期欠席者等選抜申請」

長期欠席者等にかかる選抜方法の適用を希望する者のみ登録する。(後掲3(2)エ参照、面接を行う場合のみ、定時制課程 第3の1(1)参照)

この選抜方法の適用を申請することのできる者は、次の a、b のいずれかに該当し、かつ、c に該当する者とする。

- a 中学校卒業生
- b 中学校卒業見込者
- c やむを得ない事情により、中学校の第3学年における欠席等の日数が出席しなければならない日数の半分以上である者

ただし、「第3学年における欠席等の日数」には、生徒指導要録上は出席扱いとなっている別室登校の日数や、教育支援センター等で相談したり、指導を受けたりした日数、自宅で I C T 等を活用して学習活動を行った日数を含めることとする。

なお、この選抜方法の適用を申請する者は、上記(エ)の「欠席に関する自己申告」については、重ねて登録する必要はない。

(キ) 「外国人生徒等受検配慮申請」

外国人生徒等にかかる受検上の配慮を希望する者のみ登録する。(面接、基礎学力検査を行う場合のみ、定時制課程 第3の5参照)

この配慮を申請することのできる者は、次の a 及び b のいずれにも該当する者とする。

- a 外国籍を有する者、又は保護者が外国籍を有するなど特別な事情があると認められる者
- b 小学校第4学年以上の学年に編入学した者、若しくは第3学年以下の学年に編入学し、特別な事情があると認められる者、又は入国後の在日期間が6年以内の者

イ 学校教育法施行規則第95条第3号及び第5号(別記1参照)に該当する入学志願者は、出願締切日までに、愛知県教育委員会高等学校教育課長の指示する手続きを取る。

(4) 中学校長が取るべき手続き

中学校長は、Web 出願システムにより、次に掲げる手続きを取る。

ア 入学志願者が登録した情報の承認

その際、次のことに留意する。

上記(3)のアの(エ)、(カ)については、当該入学志願者が要件を満たしていることを確認するとともに、欠席等の日数を登録する。

同(カ)については、中学校における当該入学志願者に対する配慮の状況及び入学者選抜において希望する配慮の内容を登録する。

同(キ)については、当該入学志願者が申請の要件を満たしていることを確認する。

なお、入学志願者が登録した情報に誤りや不備がある場合は、当該入学志願者への差戻しを行い、正しい情報を登録させる。

イ 「調査書情報」の登録

「卒業(見込)年月」、「就学中の異動・卒業後の経歴」、「学習の記録(第3学年)」、「総合的な学習の時間の記録」、「行動の記録」、「総合所見及び指導上参

考となる諸事項」、「出欠の記録」、「その他の特記事項」を登録する。

なお、その際の注意事項は、別記4のとおりとする。

(5) 入学検定料

納付を必要としない。

(6) 出願手続きの期間

上記(3)及び(4)を行う期間は、次のとおりとする。

令和8年1月29日(木) 9時から同年2月5日(木) 15時まで

(7) 高等学校長が取るべき手続き

高等学校長は、Web出願システムにより、出願登録情報の受付を行う。

なお、出願登録情報に誤りや不備がある場合は、当該入学志願者への差戻しを行う。

また、学校教育法施行規則第95条各号(別記1参照)のいずれかに該当する者について、出願資格等に関する疑義がある場合は、愛知県教育委員会高等学校教育課長に問い合わせる。

(8) 「受検票」の交付

高等学校長による出願登録情報の受付後、Web出願システムにより、入学志願者に「受検票」を交付する。

入学志願者は、これを印刷し、面接、作文、基礎学力検査の当日に持参する。(面接、作文、基礎学力検査を行う場合のみ)

2 調査書情報

全日制課程と同じとする。(全日制課程 I の第2及びIIの第2参照)

3 入学者の選抜及び合格者の決定

(1) 入学者選抜委員会

全日制課程に準じ、学校の実情に応じた人数の者を委員とする。(全日制課程 I の第5の1参照)

(2) 入学者の選抜及び合格者の決定

ア 入学者の選抜は、各高等学校の入学者選抜委員会が「調査書情報」、自己申告の内容(登録した者のみ、1の(3)ア(エ)及び(オ)参照)等の審査により行い、合格者の決定は、高等学校長が行う。

イ 高等学校長は、合否判定のための十分な資料を得るため、愛知県教育委員会に届け出て、面接、作文及び基礎学力検査又はそのいずれか一つ若しくは二つを行うことができる。

高等学校ごとの実施の有無は、別記11のとおりとする。

また、実施する場合の期日は、次のとおりとする。

令和8年2月13日(金)

なお、作文は、文章の長さが200字以上、400字以下とする。基礎学力検査は、国語、数学及び外国語（英語）の基礎的な内容とする。配点については、作文は20点とし、基礎学力検査は30点とする。

ウ 作文及び基礎学力検査又はそのいずれかを行う場合の日程は、次のとおりとする。

なお、面接は、作文等の終了後に、高等学校長の定める日程に従って行う。

集 合 8時30分

検査場入場 8時50分

(ア) 作文のみを行う場合

第1時限	作 文
問 題 配 付	9時00分
「解答始め」	9時10分
「解答やめ」	9時50分

(イ) 基礎学力検査のみを実施する場合

第1時限	基礎学力検査
問 題 配 付	9時00分
「解答始め」	9時10分
「解答やめ」	9時55分

(ウ) 作文及び基礎学力検査を行う場合

第1時限	基礎学力検査	第2時限	作 文
問 題 配 付	9時00分	問 題 配 付	10時15分
「解答始め」	9時10分	「解答始め」	10時20分
「解答やめ」	9時55分	「解答やめ」	11時00分

また、面接のみを行う場合は、高等学校長の定める日程に従って行う。その場合、高等学校長は、面接の実施日程等について、入学志願者にあらかじめ指示する。

エ 長期欠席者等にかかる選抜方法の適用者の取り扱い

全日制課程に準ずる。（全日制課程 Ⅲの第6の3(3)参照）

オ 上記に掲げるもののほかは、全日制課程における「Ⅲ 一般選抜」の「第3 学力検査」及び「第4 面接」に準じて行う。

4 合格発表

令和8年2月18日（水）10時

5 合格後の措置等

合格者は、令和8年度愛知県公立高等学校入学者選抜における愛知県立旭陵高等学校及び愛知県立刈谷東高等学校の通信制課程後期選抜に出願することはできない。

6 実施結果等の報告

高等学校長は、令和8年2月27日（金）までに、実施結果等を愛知県教育委員会高等学校教育課長に報告する。

なお、様式等については、別途通知する。

7 第2次選抜

「3 入学者の選抜及び合格者の決定」に定める合格者の決定の結果、合格者が募集人員に満たない高等学校・学科において、第2次選抜を実施する。

なお、第2次選抜を実施する高等学校・学科及び第2次選抜募集人員の発表は、令和8年2月18日（水）に行う。

(1) 出 願

ア 出願資格

令和8年度入学者選抜において、愛知県内の国公立のいずれかの高等学校を受検し、いずれの高等学校にも合格しなかった者、又は愛知県内の国公立のいずれの高等学校も受検していない者

イ 出願についての制限

(ア) 入学志願者は、1校1学科に限り出願することができる。

(イ) 全日制課程の第2次選抜と併願することはできない。

(ウ) 定時制課程の第2次選抜と併願することはできない。

ウ 出願手続き

出願に当たっては、「1 出願」の「(3) 入学志願者が取るべき手続き」及び「(4) 中学校長が取るべき手続き」に準じて手続きを行う。

エ 出願手続きの期間

上記ウを行う期間は、次のとおりとする。

令和8年3月5日（木）9時から同年3月12日（木）15時まで

オ 「受検票」の交付

「1 出願」の「(7) 高等学校長が取るべき手続き」に準じて高等学校長が出願登録情報の受付を行った後、Web出願システムにより、入学志願者に「受検票」を交付する。

入学志願者は、これを印刷し、面接、作文、基礎学力検査の当日に持参する。（面接、作文、基礎学力検査を行う場合のみ）

(2) 入学者の選抜及び合格者の決定

「3 入学者の選抜及び合格者の決定」に準じて行う。

ただし、面接、作文、基礎学力検査を行う場合の期日は、次のとおりとする。

令和8年3月17日（火）

(3) 合格発表

令和8年3月18日（水）10時

(4) 実施結果等の報告

高等学校長は、令和8年3月31日（火）までに、実施結果等を愛知県教育委員会高等学校教育課長に報告する。

なお、様式等については、別途通知する。

第3 その他

障害等（病気及び事故による負傷を含む。）のある入学志願者に対する特別措置については、全日制課程における「Ⅵ 障害、病気及び事故にかかる特別措置」の「第1 障害等のある入学志願者に対する受検上の配慮」及び「第2 保健室又は病院における受検」に準じて行う。

なお、追検査は行わない。